

生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について ～第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況～（概要）

第5期中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年2月にまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」(以下「平成20年答申」という。)の提言内容の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について議論し、その検討状況について整理した。

第6期中央教育審議会生涯学習分科会においては、本検討課題等も参考にしながら更に審議を深め、必要に応じて具体的提言をまとめる等の取組を行うことを期待する。

総論 学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を目指して

【今後の検討の前提となる状況等】

○平成20年答申の提言内容の進捗状況、平成20年答申以降の社会状況の変化、昨今の生涯学習・社会教育行政における予算・人員等が減少傾向にあること 等

【今後の検討の進め方等】

○実態把握にこれまで以上に取り組むとともに、生涯学習・社会教育の振興に取り組む意義を明確にした上で、今後、重点的に取り組むべき事柄等を明らかにすること
○国と地方公共団体の関係や役割分担、地方公共団体内の関係行政の在り方等の再検証 等

各論(1) 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決

地域の多様な主体の力を、地域における多様な学習機会の充実のために一層活用し、地域における学習活動の活発化を図ることで、地域住民等との間の「絆」の再構築や地域課題の解決につなげていくという観点から、以下の具体的課題等を列挙。

- ① 他の施設等との連携強化による社会教育施設の地域課題解決力の向上
- ② 幅広い関係者の連携による地域の生涯学習・社会教育機能の強化
- ③ 学校づくり・地域づくりの一体的推進
- ④ 地域と共生する高等教育機関づくりの促進
- ⑤ 地域の生涯学習プラットフォームの形成とその中核となる地域の学習活動全体のコーディネーターの確保
- ⑥ 社会教育施設の役割に応じた専門職員のスキル向上
- ⑦ 地域や社会に参画する活動の希望者と学校等の活動の場を結ぶための仕組みづくりとその仕組みを生かす人材の育成・確保等

各論(2) ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備

学習環境の整備に取り組むに当たっては、例えば、「子育て世代」、「高齢期」などのライフステージや置かれている状況に応じた学習機会を充実させていくという観点から、以下の具体的課題等を列挙。

- ① 成人一般を対象とした学習機会の充実
- ② 社会人等を対象としたキャリア形成のための学習機会の充実
- ③ 地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能習得のための学習機会の充実
- ④ 人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等の充実
- ⑤ 特別な困難を抱えた者に対する学習機会の充実
- ⑥ ICTの活用等による学習環境の充実

各論(3) 学習の質の保証と学習成果の評価・活用

安心して学ぶことができる環境をつくるとともに、学習した成果を社会全体で幅広く通用させていくためには、学習の質の保証や学習成果の評価・活用の取組の充実が必要という観点から、以下の具体的課題等を列挙。

- ① 生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証
- ② 教育の質の保証の観点からの社会通信教育制度の再検証
- ③ 学習成果の評価とその社会的通用性の向上

生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について ～第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況～

平成21年2月に発足した第5期中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年2月にまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」(以下「平成20年答申」という。)の提言内容の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について議論を行ってきた。その過程では、分科会所属委員を3つのグループに分けて審議するなど、濃密な議論が行われてきたところである。

これまでの検討課題等について、下記のとおり、検討の前提となる状況や今後の検討の進め方等を示した総論と、3つの視点(地域、ライフステージ、質保証と成果活用等)からアプローチした各論とに整理した。第6期中央教育審議会生涯学習分科会においては、本検討課題等も参考としながら更に審議を深め、必要に応じて具体的提言をまとめる等の取組を行うことを期待する。

1. 総論 〈学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を目指して〉

〈検討の前提となる状況等〉

- 平成20年答申は、「知の循環型社会」の構築を目指し、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」(学校教育外の学習等の充実、多様な学習機会の提供と生涯学習プラットフォームの形成、学習成果の評価の社会的通用性の向上など)及び、「社会全体の教育力の向上」(身近な地域における家庭教育支援、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進、社会教育施設等のネットワーク化、高等教育機関と地域との連携など)について具体的方策を取りまとめるとともに、国及び地方公共団体の生涯学習・社会教育行政の在り方について提言を行った。これらの提言内容の進捗状況については、地域による学校支援の仕組みづくりなど取組の進捗が認められる事項もあれば、生涯学習プラットフォームの形成など取組が遅れている事項も見られる。
- また、平成20年答申以降の社会状況の変化等(例:本格的な人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化、グローバル化・情報化等の一層の進展、「新しい公共」宣言のとりまとめなど)は著しいものがあり、生涯学習・社会教育の振興に関する今後の課題等について検討するに当たっても十分留意する必要がある。

- さらに、例えば、地方公共団体における社会教育費の総計が平成6年度には約2兆7千億円であったものが、平成20年度には約1兆7千億円に減少していることや、地域の社会教育行政の中核的役割を果たすべき社会教育主事の総計が平成8年度は約6千8百人であったものが、平成20年度には約3千人にまで減少していることなどが示しているように、生涯学習・社会教育行政の関係予算・人員等は全体として減少する傾向にあるという厳しい現状もある。
- このような状況の中、生涯学習・社会教育の分野においては、今後、特に、個人が自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力を身に付けられるようにし、それを地域社会全体の力に結びつけていくための取組を充実させていくことが求められている。

〈今後の検討の進め方等〉

- そのためには、これまで以上に生涯学習・社会教育の全体像に関する実態把握に取り組むとともに、多様な主体がそれぞれの立場から生涯学習・社会教育の振興に取り組むことの意義を明確にした上で、今後、重点的に取り組むべき事柄等を明らかにする必要がある。
- さらに、より効果的な生涯学習・社会教育の振興のためには、国と地方公共団体の関係や役割分担、地方公共団体内の関係行政の在り方等についても改めて検証を行うことが求められる。
- このような生涯学習・社会教育の振興に向けた検討に取り組むことにより、学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を図り、「知の循環型社会」の構築につなげていくことが期待される。

2. 各論

(1) 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決

〈学習活動を通じた地域住民間の「絆」の再構築〉

- これまで個人を支えてきた様々な社会的つながりが脆くなり、個々人の社会的孤立が進行している社会状況の中、地域住民等（居住している者だけでなく、学びや働く場として地域に関わりを持つ者や、関係団体・NPO、企業などの多様な主体を含む）の間の「絆」や連帯感といったものを意図的に再構築していくことが求められるようになってきている。すなわち、学習活動を通じて、そのような地域住民等の中の「絆」を築き、互いに学び合い、交流し、能力等を高め合うことのできるような「地域の力」（例えば「地域の生涯学習コンピテンシー」と言うこともできよう）を引き出し、ひいては住民等の帰属意識や互助・共助の場となる、地域の新たなコミュニティづくりを住民等が自ら能動的に行っていくという共通認識と気運を醸成し、具体的な実践につなげていくことの重要性が増している。

〈地域の課題解決のための学習活動〉

- また、地域において自らの課題の解決に向けて取り組んでいくに当たり、それぞれの地域が抱える課題は多種多様であることから、地域住民等が当該課題について理解を深め、その解決のために必要な知識等を身に付けたり、課題解決策について検討し、地域の状況に即した手法等により、具体的取組につなげていく必要性も高まっている。

〈多様な学習機会の充実とコーディネーターの育成・確保〉

- 以上のような状況を踏まえれば、地域における多様な学習機会を一層充実するよう取り組んでいくことが今後ますます重要となると考えられる。併せて、学習機会を探している者や、学習成果を活かす活動の場を求めている者のために、これらの者と具体的な学習機会や活動の場とを適切に結び付けるコーディネーターが不足しているとの声も多く聞かれることから、質・量両面で、その育成・確保を推進していく必要がある。

〈多様な主体の連携・ネットワーク化等〉

- また、地域における多様な学習機会の充実に当たっては、多様な主体（例：公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設やコミュニティ・センター等の関係施設、関係団体、NPO、大学・専修学校等、企業など）が効果的に連携しネットワーク化を図ることで、学習活動の多様化や、地域課題の解決のための学習機会の充実が進むことが期待される。そのためには、関係する多様な主体の調整役となる地域の学習活動全体のコーディネーターや、連携のハブとなるような地域の拠点をはじめとする中間支援機能をもった存在が重要となると考えられる。

【具体的な課題等と検討の視点】

① 他の施設等との連携強化による社会教育施設の地域課題解決力の向上

- 地域における学習機会を一層充実させていく上で、社会教育施設の役割が重要であることは言うまでもない。今後は社会教育施設において特に地域課題の解決に資するような学習機会を一層充実していくことが望まれる。その際、個々の社会教育施設だけでは自ずと提供できる学習内容や機能等に限界があることから、地域内外の他の社会教育施設やその他の関係施設、関係団体・NPO等と積極的に連携し、地域の情報・交流拠点としての機能を向上させていくという観点が重要であり、その方策について検討を深めることが望まれる。

② 幅広い関係者の連携による地域の生涯学習・社会教育機能の強化

- 地方公共団体内の関係する部署や関係施設、関係団体・NPO等が、生涯学習・社会教育の重要性等について共通認識を持って幅広く連携し、充実した学習環境の整備を図るといった観点から、地域において生涯学習・社会教育の充実に取り組む行政の在り方等について、改めて検証することが望まれる。その際、地域ごとに事情が異なることなどを十分に踏まえて検討を進めることが求められる。
- 社会教育委員は、広く地域の意見等を社会教育行政に反映させていく役割などが期待されているが、より効果的に地域でその役割を果たしていくための方策についても、検討の視野に入れていくことが考えられる。

③ 学校づくり・地域づくりの一体的推進

- 現在、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組が進められているが、例えば、企業による支援を円滑に進めることや、地域住民と学校の教職員との協働体制を構築することなどに依然として課題が残っている地域も見受けられる。このような状況等も踏まえながら、地域住民の学校運営への参画、地域力を活かした学校支援、学校の力を活かした地域づくりを一体的に推進していくための具体的な方策について、更に検討を深めることが望まれる。
- その際、地域との協働により、すべての子どもに「生きる力」を確実に身に付けさせるとともに、関係する大人たちの成長も促し、地域を活性化させる「場」となる学校をつくることを目指している「新しい公共型学校」などについても検討の視野に入れていくことが考えられる。

④ 地域と共生する高等教育機関づくりの促進

- 大学等の高等教育機関が、地域に必要とされる人材の育成や、地域課題の解決のための知見の提供、地域でニーズの高い学習機会の提供、地域における多様な主体（関係施設や関係団体・NPO、企業、行政等）によるネットワーク形成の要の機能を果たすこと等を通じて、地域と共生していくことを促すための方策について更に検討を深めることが望まれる。

⑤ 地域の生涯学習プラットフォームの形成とその中核となる地域の学習活動全体のコーディネーターの確保

- 地域において、いわゆる縦割りに陥らないように、様々な関係施設や関係団体・NPO、企業等が連携し、取組の戦略や情報等を共有しながら、学習活動を推進する地域の基盤（生涯学習プラットフォーム）の形成が促進されるよう、その方策について検討を進めることが望まれる。
- 併せて、地域の学習活動全体の調整役となるコーディネーターを確保する方策について検討することが望まれる。その際、地域の社会教育行政の中核的役割を果たすべき社会教育主事が、まず積極的な役割を果たすことが期待される。また、社会教育主事となる資格など社会教育に関する専門人材となるための資格を持ちながら、実際にはそのような職に就いていない者や、広く多様な人材を活用する観点から、関係団体・NPO、企業等の意欲的な人材についても、その活躍の場を広げる方策について検討を深めることが望まれる。

⑥ 社会教育施設の役割に応じた専門職員のスキル向上

- 社会教育施設については、地域の実情に応じて、その役割や機能の多様化が更に進むことが考えられる。このため、社会教育施設で勤務する司書、学芸員等の専門職員について、当該社会教育施設に求められる役割や機能に応じて、必要な知識・技能を身に付け、さらにそれらのレベルアップを図ることができるような環境を整えていくことが望まれる。その際、時間的・地理的制約を超えていくことができる放送大学の活用等についても検討することが考えられる。

⑦ 地域や社会に参画する活動の希望者と学校等の活動の場を結ぶための仕組みづくりとその仕組みを生かす人材の育成・確保等

- 各地域において、学校支援のためのボランティア活動希望者など、地域や社会に参画する活動の希望者（個人だけでなく、企業やNPO等の民間団体を含む）と、学校、社会教育施設、文化施設等の活動の場を円滑に結ぶ機能の仕組みづくりを行っていくことが求められている。その際には、関係者間の調整役となるコーディネーターや、関係者の意欲や力を引き出すファシリテーターなどの人材の育成・確保、ネットワーク構築等を併せて進めていくことが重要であり、これらの具体的な手法等について検討を深めることが望まれる。

(2) ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備

〈ライフステージや置かれている状況に応じた学習〉

- 人が生きていくライフステージや置かれている状況によって、直面する課題は変わってくるため、それにに応じて求められる学習の内容や手法等も変わってくる。
- 例えば、就業している、または就業を希望している者にとっては、キャリアを形成するための学習機会が重要となるし、子育て世代にとっては、家庭教育に関する学習機会が重要となる。また、高齢者にとっては、高齢期の生活を安心して充実したものとするための学習機会が重要となる。一方、同じキャリア形成のための学習機会であっても、就業中の者と職に就いていない者とでは必要となる学習が異なることも考えられよう。
- このように、学習環境の整備に取り組むに当たっては、対象者にとって重要な学習内容や手法等に応じて取組を進めることが、各個人の抱える課題解決に資することとなり、ひいては社会全体の課題解決につながることになると考えられる。

〈キャリア形成のための学習〉

- このうち、キャリア形成のための学習においては、次の二つの視点が重要であると考えられる。
- 一点目は、科学技術の急速な進展や技術革新、経済社会の急激な変化と多様化・複雑化・高度化、グローバル化・情報化の進展等を受け、職業に必要な知識・技能は高度化しており、これに対応するための学習ニーズが高まっていることである。
- 二点目は、労働市場の流動性が高まる中、学びたい者がいつでも学ぶことができ、必要な知識・技能を身に付けることにより、職業生活の維持・向上や新たな就業が可能となることが求められていることである。
- このほか、これまでと異なるキャリアを選択するために新しい専門性を身に付ける学習や、出産・子育てなどにより、一定期間就業を中断した後に、職業に復帰するために必要な学習等も重要になると考えられる。

〈「新しい公共」に関する学習〉

- さらに、NPO等の民間主体において、従来は行政が担ってきたような公共的な役割を果たすことや、行政では実施が困難又はきめ細かく行うことが難しいと考えられるような公共的な取組等を民間主体としての特徴を生かした新しいアプローチで進めていくことが期待されるようになってきており、そのような活動に参加する人材の資質向上のための取組の必要性も高まってきている。

〈年齢等に応じた学習機会の充実〉

- 高齢者を対象とした学習機会の充実にあたっては、例えば、高齢者に多く見られる健康上の問題等への対応方法や、高齢者の資産・収入を保全し、適切に使用方法、地域社会への参画に関する留意点を学ぶことができる学習プログラムなど、高齢化社会に対応した学習プログラムの提供等が生涯学習・社会教育の分野で必要とされている。このような、高齢者を対象とした学習機会の充実をはじめとして、各個人が、人生の次のステップに踏み出すための多様な学習機会を充実させていくことが重要である。
- 一方、青少年を対象とした学習機会の充実にあたっては、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力と体験活動との相関関係も指摘されており、例えば、自然体験活動や職場体験活動など様々な体験活動を中心とした学習プログラムの提供の充実が求められている。

〈特別な困難を抱えた者を対象とした学習機会の充実〉

- また、いわゆる引きこもりの若者など、自立に困難を抱えた者をはじめとする、何らかの特別な困難を抱えた者を対象とした学習機会の充実にあたっては、子ども・若者育成支援推進法の施行等を踏まえつつ、対象者の置かれている状況に応じて、効果的な学習内容や手法等が選択され、その困難が克服又は軽減されることが望まれる。

〈多様な学習プログラムの提供と ICT（情報通信技術）の活用〉

- このような、ライフステージや置かれている状況に応じた学習プログラムについては、社会教育施設や高等教育機関、民間教育事業者をはじめとする様々な主体により、多様な学習プログラムが提供されることが期待される。
- また、学習環境の充実のために ICT を活用することは、時間的・空間的制約等の様々な制約を超えて学習機会を充実させることや、学習の理解を速めたり深めたりする新たな教材等の利用を可能とすることなど、様々な面で効果が期待される。

【具体的な課題等と検討の視点】

① 成人一般を対象とした学習機会の充実

- 成人一般に対する学習に関しては、OECD が国際成人力調査（PIAAC）を平成 23 年から本調査を実施する予定である等、国際的にも関心が高まっている状況にある。しかし、国内ではこれまで成人一般に対してどのような学習が必要であるか等の議論やその実践上の課題を解決するための取組が十分に行われてきたとは言い難い状況にある。今後は、国際的な動向も踏まえつつ、成人一般に対する学習に関する本格的な検討が開始されることが期待される。

② 社会人等を対象としたキャリア形成のための学習機会の充実

- 社会人等の一度学校教育を離れた者が、職業に必要な知識・技能の習得のために学び直すことを容易にするため、社会全体の活力向上に資するという観点から具体的方策について検討を進めることが期待される。その際、特に女性については、出産・子育てなどにより、一定期間就業を中断する可能性が男性よりも高いことを踏まえ、男女共同参画の観点から検討することも重要である。

③ 地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能習得のための学習機会の充実

- 若年層から高齢者に至るまでの幅広い層を対象とする、地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能を習得するための学習機会が充実するよう、その方策について検討を深めることが望まれる。

④ 人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等の充実

- 厚生労働省が公表している平成 21 年簡易生命表によると、男の平均寿命は 79.59 年、女の平均寿命は 86.44 年となっており、前年と比較して男女とも上昇している。このように定年退職後の人生が非常に長くなっていることなどを踏まえ、人生が各個人にとって充実したものとなり、かつ、それが社会全体にとって良い循環を生み出すものとなるよう、各個人が人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等を充実する方策について検討を深めることが期待される。

⑤ 特別な困難を抱えた者に対する学習機会の充実

- 何らかの特別な困難を抱えているような者に対し、置かれている状況に応じた効果的な学習内容や手法等が選択・提供されることにより、ある意味で人生のセーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、その方策について検討を深めることが望まれる。その際、来館の心理的ハードルが低いとされる図書館等の社会教育施設の活用や、学習機会の提供者が学習を必要としている者の所へ自ら出向いていくアウトリーチの手法等の採用についても検討の視野に入れることが考えられる。

⑥ ICTの活用等による学習環境の充実

- ICT は、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にするなどの特長を有しており、生涯学習・社会教育の分野において、ハード、ソフトの両面で、これらの特長をより効果的に活用していくための方策について、検討を深めることが望まれる。その際、デジタルデバイドの是正のための取組の在り方、質の高いデジタル教材の開発・普及のための方策等についても検討の視野に入れることが考えられる。
- また、同じく時間的・地理的制約を受けにくいという特徴を有する放送大学についても、その生涯学習機関としての機能がより発揮されるよう、その充実に向けた方策について検討することが望まれる。

(3) 学習の質の保証と学習成果の評価・活用

〈学習の質の保証〉

- 現在、様々な主体から多様な学習機会が提供されているが、学習者が安心して質の高い学習を行うことができるよう、学習機会や提供者の評価等を通じて、質の保証を図っていくことが求められている。

〈学習成果の評価・活用〉

- また、生涯学習社会の構築に向けて、学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることが重要である。そのためには、学習成果を適切に評価し、その社会的通用性を向上させていく必要がある。

〈学習者のニーズ等に応じた適切なアプローチ〉

- これらの取組を進めるに当たっては、学習者のニーズや学習の目的・種類・分野などに応じて、適切なアプローチをとることが望まれる。

〈検定試験の評価の取組の充実〉

- そのような取組の第一歩として、平成 22 年に「検定試験の評価ガイドライン（試案）」についての検討結果がまとめられ、検定試験の質の向上と信頼性の確保に向けた取組が始められたところである。今後、学習成果の評価のための重要な手段の一つである検定試験等について、評価の取組や評価結果を広く活用するための取組を更に充実させていく必要がある。

〈学習の質の保証に関する国際的な動向〉

- また、国際的には、ISO（国際標準化機構）において、非公式教育・訓練分野の国際標準が平成 22 年 9 月に発行されるなどの動きが見られる。これは非公式教育・訓練分野における学習サービス及びその提供者の質保証のための取組であるが、学習の質の保証等に関する検討を行うに当たっては、このような国際的な動向や社会的通用性の確保についても留意することが必要である。

〈社会通信教育〉

- さらに、社会教育上奨励すべき通信教育について、文部科学省が認定する社会通信教育についても、学習の質を保証するための仕組みとしてより効果的なものとなるよう検証していくことが求められる。

【具体的な課題等と検討の視点】

① 生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証

- 生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証に向けた方策について検討を深めることが望まれる。その際には、取組内容が、例えば外形だけを整えるなどの形式的なものとならないよう配慮することや、国際的な動向や社会的通用性の確保等についても留意することが求められる。

② 教育の質の保証の観点からの社会通信教育制度の再検証

- 社会教育として行われる通信教育の質の保証に資する仕組みとして、社会通信教育制度の役割や在り方等について改めて検証していくことが望まれる。

③ 学習成果の評価とその社会的通用性の向上

- 個人の学習歴が見える化し、学習成果を評価する手法や、評価された学習成果の社会的通用性を向上させる方策について更に検討を深めることが期待される。その際、政府で検討中の、教育プログラムと各職業で必要となる能力の対応関係の明確化を図る、キャリア段位制度と教育システムの連携に関する検討状況等を踏まえ、そのような考え方等を生涯学習・社会教育の分野でも活用する可能性についても検討することが期待される。
- 学習成果の評価の社会的通用性の向上の検討に当たっては、ICT を活用した取組についても検討の視野に含めることが望まれる。

別 添

目次

(平成20年答申)

- 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)..... 1

(社会の情勢)

- 日本の総人口の推移..... 3
- 65歳以上の者のみで構成される世帯の状況..... 3
- 名目GDPに占める産業別割合の推移..... 4
- 雇用形態別雇用者数の推移..... 4
- 若年者の失業率、非正規雇用率の推移..... 5
- 各学校段階における卒業生・中途退学者の状況(一部推計)..... 5

(社会教育の現状)

- 地方公共団体における社会教育費..... 6
- 主な社会教育施設の施設数と利用状況..... 6
- 社会教育主事、司書、学芸員の人数の推移..... 7
- 社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要..... 7
- 社会教育委員数の推移..... 8

(小・中学校を支援する取組)

- 「学校支援地域本部事業」実施状況..... 9
- 「学校支援地域本部事業」の概要..... 9
- 「放課後子ども教室」実施状況..... 10
- 「放課後子ども教室」の概要..... 10
- コミュニティ・スクールの指定校数の推移..... 11
- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の概要..... 11

(高等教育機関の利用関連)

- 大学(国・公・私立)公開講座実施状況..... 12
- 高等教育機関における社会人入学者数の推移(1. 大学)..... 12
- 高等教育機関における社会人入学者数の推移(2. 大学院)..... 13
- 高等教育機関における社会人入学者数の推移(3. 専修学校)..... 13

(絆の再生関連)

- 「新しい公共」宣言(22年6月4日新しい公共円卓会議決定)(抜粋)..... 14
- 地域住民間のつながり..... 14
- NPO法人の現状(I. NPOの認証数の推移/II. NPOの活動分野)..... 15

(青少年、成人の学習関連)

- OECD/国際成人力調査(PIAAC)の概要..... 16
- 子どもの頃の体験と大人になった時の資質や能力の関係..... 16
- 社会人の学習の現状..... 17
- 労働者が自己啓発を行った理由..... 17
- 平均寿命の年次推移..... 18
- 女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状..... 18
- 放送大学における遠隔教育の現状..... 19
- 放送大学に入学した動機..... 19

(学習成果の評価・活用関連)

- 生涯学習の成果に対する社会的評価..... 20
- 日本版NVQについて..... 20
- 「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)(概要)..... 21
- ISOにおける非公式教育・訓練サービスの国際標準化について..... 21

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

～知の循環型社会の構築を目指して～(答申) 平成20年2月19日 中央教育審議会

平成17年6月の諮問「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を受けて審議を開始。平成18年12月の教育基本法改正による「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、「社会教育」(第12条)、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」(第13条)等の規定の充実を踏まえた提言となっている。

<第1部> 今後の生涯学習の振興方策について

1. 生涯学習の振興への要請－高まる必要性と重要性

○総合的な「知」が求められる時代－社会の変化による要請

社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力及び他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となる。また、その他、自立した個人やコミュニティ(地域社会)の形成への要請、持続可能な社会の構築への要請等を踏まえ、生涯学習振興の必要性が高まっている。

2. 社会の変化や要請に対応するために必要な力

○次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」

子どもたちに必要とされる「生きる力」は学校教育のみならず、実社会における多様な体験等と相まって伸長していくもの。子どもたちが学校の内外で、その発達段階に応じて「生きる力」を育むことができるような環境づくりが求められている。

○成人に必要な変化の激しい時代を生き抜くために必要な力

成人についても、変化の激しい社会を、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けることができるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を適切に生かせる環境づくりが求められている。

3. 目指すべき施策の方向性

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

～「個人の要望」を踏まえるとともに「社会の要請」を重視～

・今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

子どもたちの学校教育外の学習の在り方について、「生きる力」を身に付ける上で、より効果的・効率的な社会教育のプログラムの在り方等について検討。成人についても、社会の変化に対応できる総合的な力について検討。

・多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

「学び直し」や新たな学びへの挑戦、学習成果を生かすことが可能な環境を整備。

・学習成果の評価の社会的通用性の向上

民間事業者が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策や、行政と民間事業者との連携方策等について検討。

○社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

・社会全体の教育力向上の必要性

子どもの「生きる力」や、変化の激しい社会を生き抜くための成人の力を育成するための環境づくりに社会全体で取り組むことが必要。

・地域社会全体での目標の共有化

どのような仕組みをつくってその教育力を向上させていくのか等について、地域社会の各関係者が、当該地域社会におけるニーズを踏まえ目標を共有化することが必要。

・連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

ネットワークを構築することにより、必要としている者に行き届くきめ細かい対応をすること及び必要とされるところに「出向いていく」行政を推進することが必要。

4. 具体的方策

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

①今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

- ・子どもの学校教育外の学習や活動プログラム等の在り方の検討

②多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備

- ・社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実
- ・相談体制の充実
- ・情報通信技術の活用
- ・再チャレンジ支援
- ・学習成果を生かす機会の充実

③学習成果の評価の社会的通用性の向上

- ・履修証明制度等の活用
- ・多様な教育サービスの在り方やそのための質保証の在り方の検討

○社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- ・身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等
- ・家庭教育を支援する人材の養成
- ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進（学校支援地域本部、放課後子どもプラン）
- ・学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実
- ・地域の教育力向上のための社会教育施設の活用
- ・大学等の高等教育機関と地域の連携

5. 施策を推進する際の留意点

○「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点

○「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点

○連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

<第2部> 施策を推進するに当たっての行政の在り方

1. 基本的な考え方

○これまでの生涯学習の振興方策等について—基本的な検討課題

- ・生涯学習、社会教育、学校教育の関係等について概念の整理が必要
- ・社会教育行政の大きな役割等に応じていくためには、社会教育を専門とする人材や施設等の在り方について検討が必要
- ・「社会の要請」について検討が必要
- ・学習成果の評価の方策について検討が必要
- ・改正教育基本法を踏まえた生涯学習振興行政・社会教育行政の見直しについて検討が必要

○生涯学習の理念等についての基本的考え方

- ・社会教育行政や学校教育行政、首長部局において実施される生涯学習に資する施策等を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習の理念を実現させるための生涯学習振興行政の固有の領域であること
- ・生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うこと 等

2. 今後の行政の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

○国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）

○社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

公民館・図書館・博物館の運営状況に関する評価及び改善、情報提供に関する規定の整備等に関する機能の活性化

○生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修に関する規定の整備等による社会教育に係る専門職員の資質向上

○NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

地域の実態等に応じた積極的な連携、民間団体の情報収集や活動内容に関するデータベースの整備

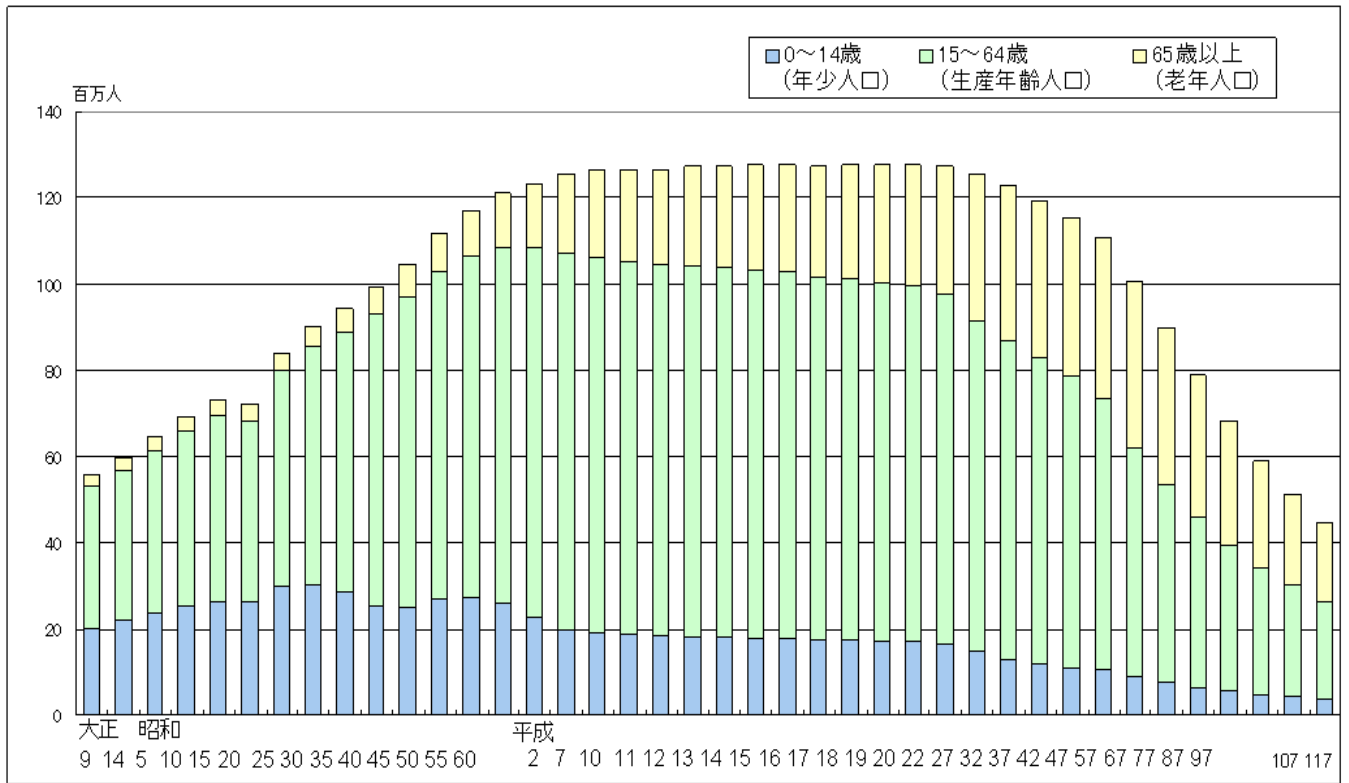
○地方公共団体における体制について

教育委員会と首長との関係、社会教育関係団体に対する補助金交付に関する地域の実情に応じた手続きの弾力化

○国の教育行政の在り方

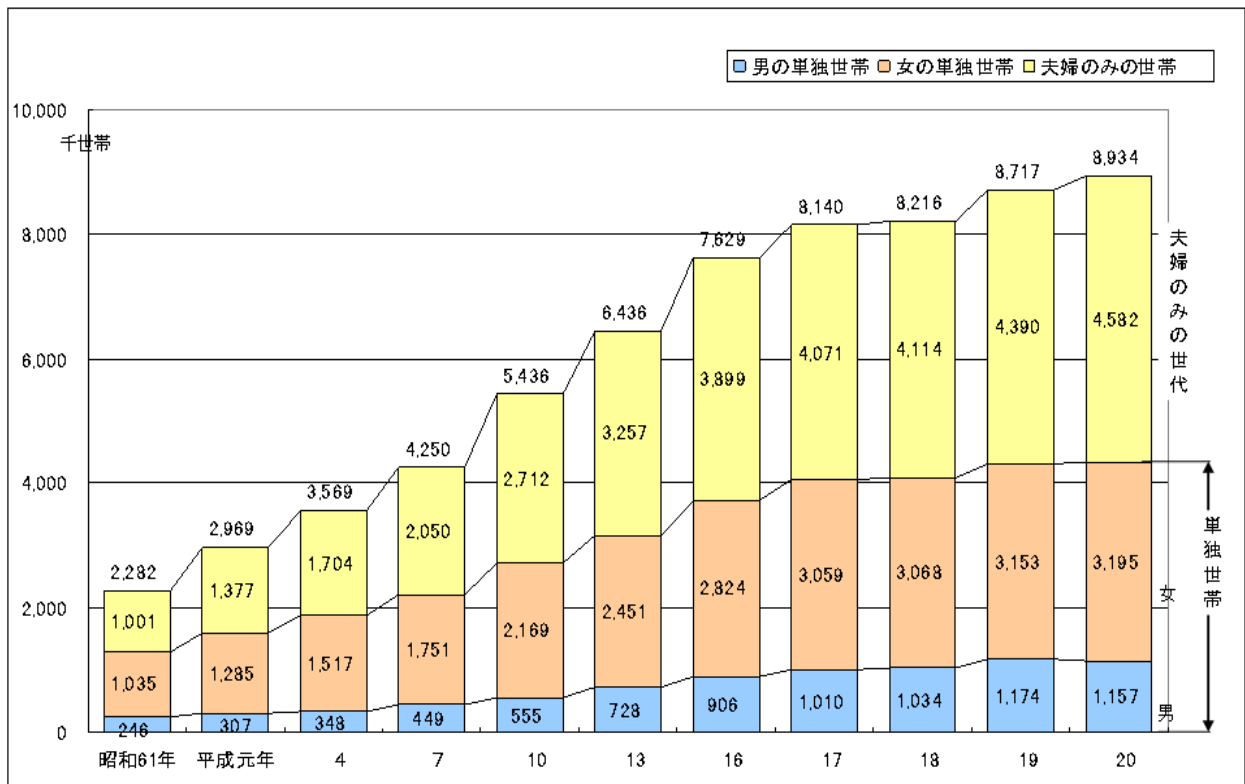
全国的な観点からの基本的な方針等の策定、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援する仕組みの検討等

日本の総人口の推移



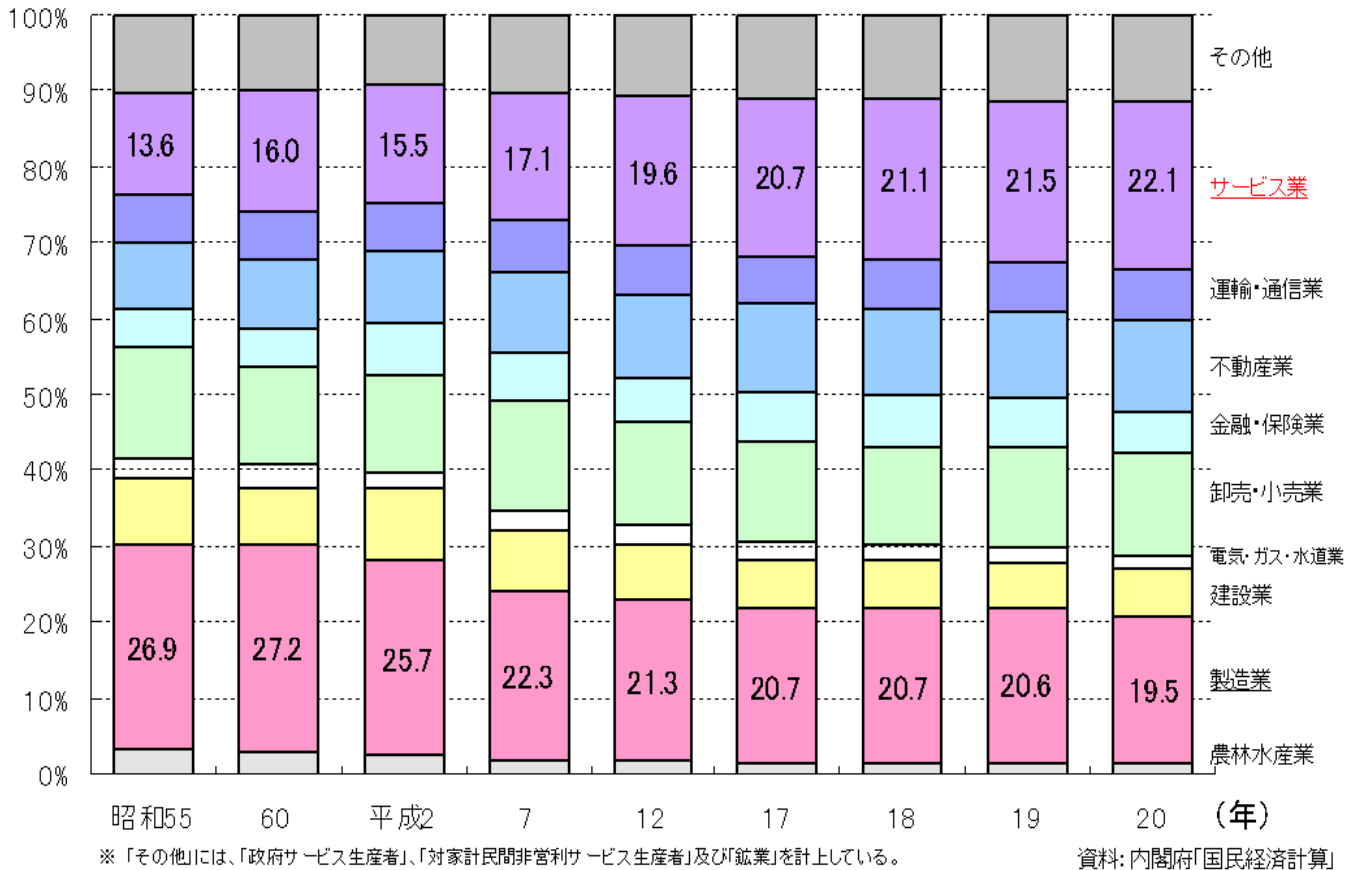
出典:総務省統計局「日本の統計2010」
平成20年までは総務省統計局「国勢調査」など、平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成18年12月推計)」により作成。

65歳以上の者のみで構成される世帯の状況

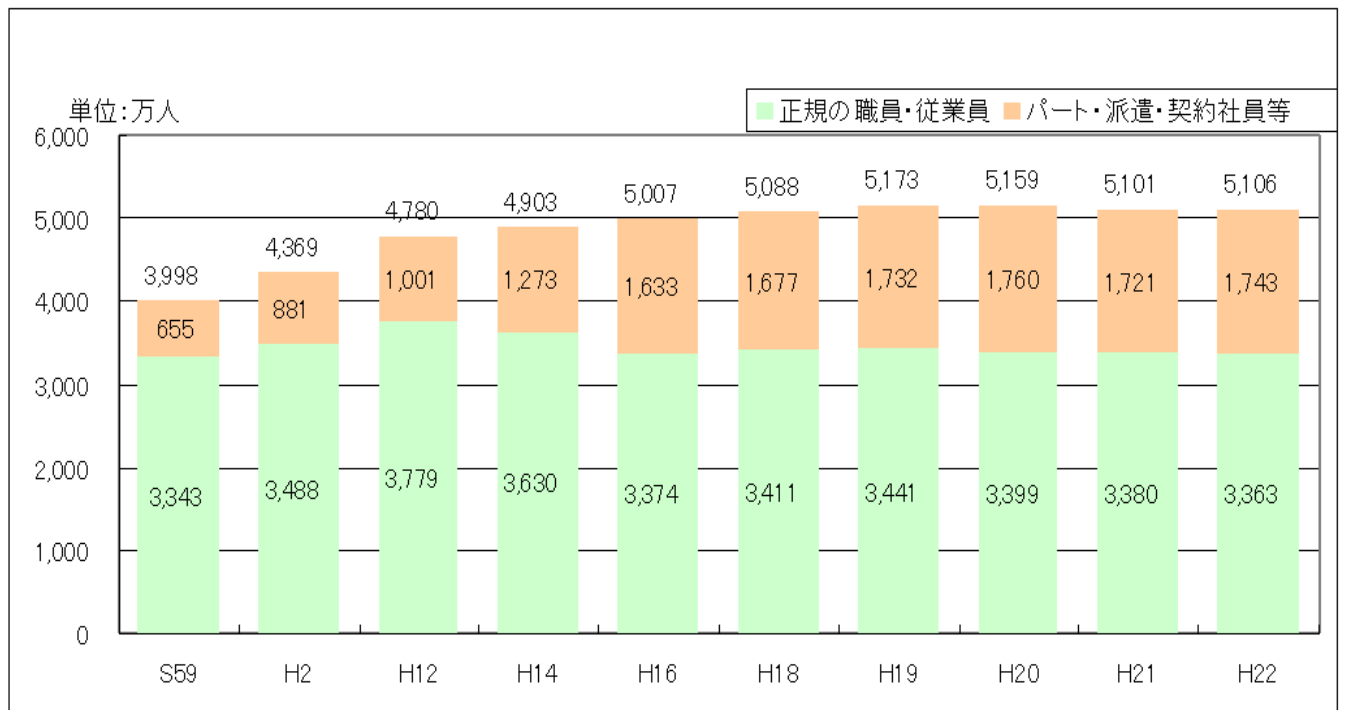


出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」
※平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

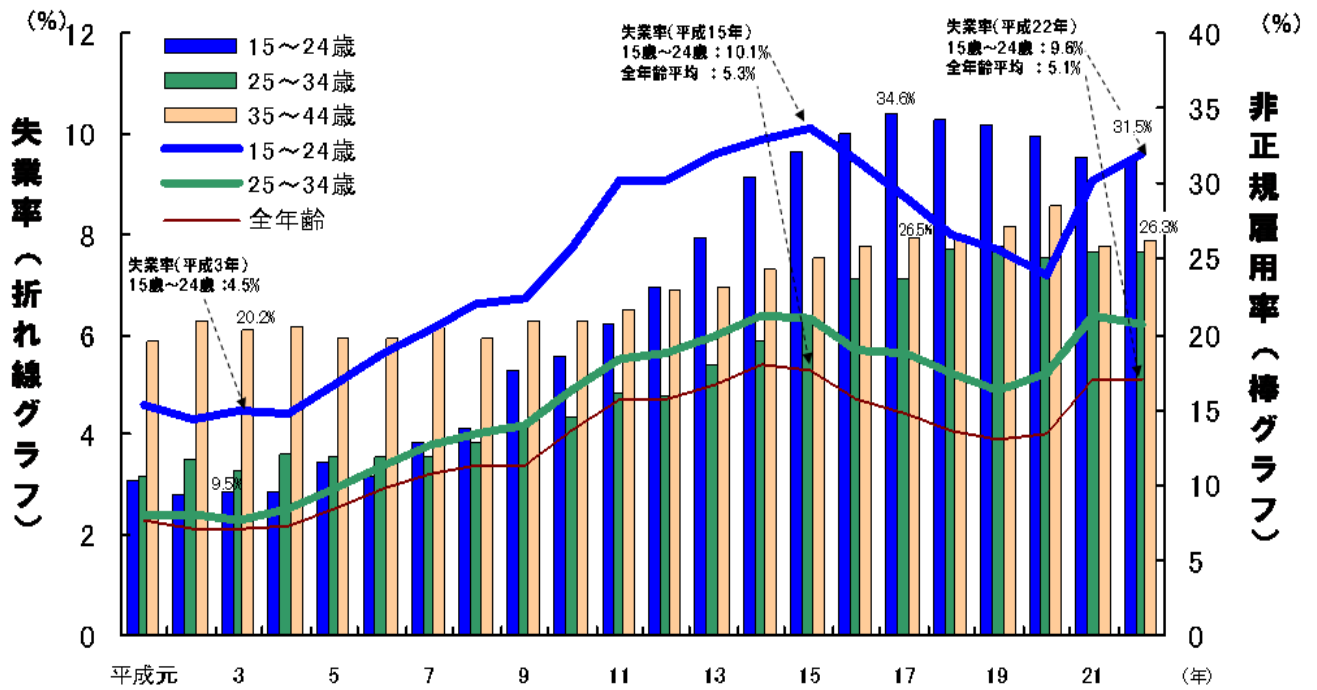
名目GDPに占める産業別割合の推移



雇用形態別雇用者数の推移



若年者の失業率、非正規雇用率の推移

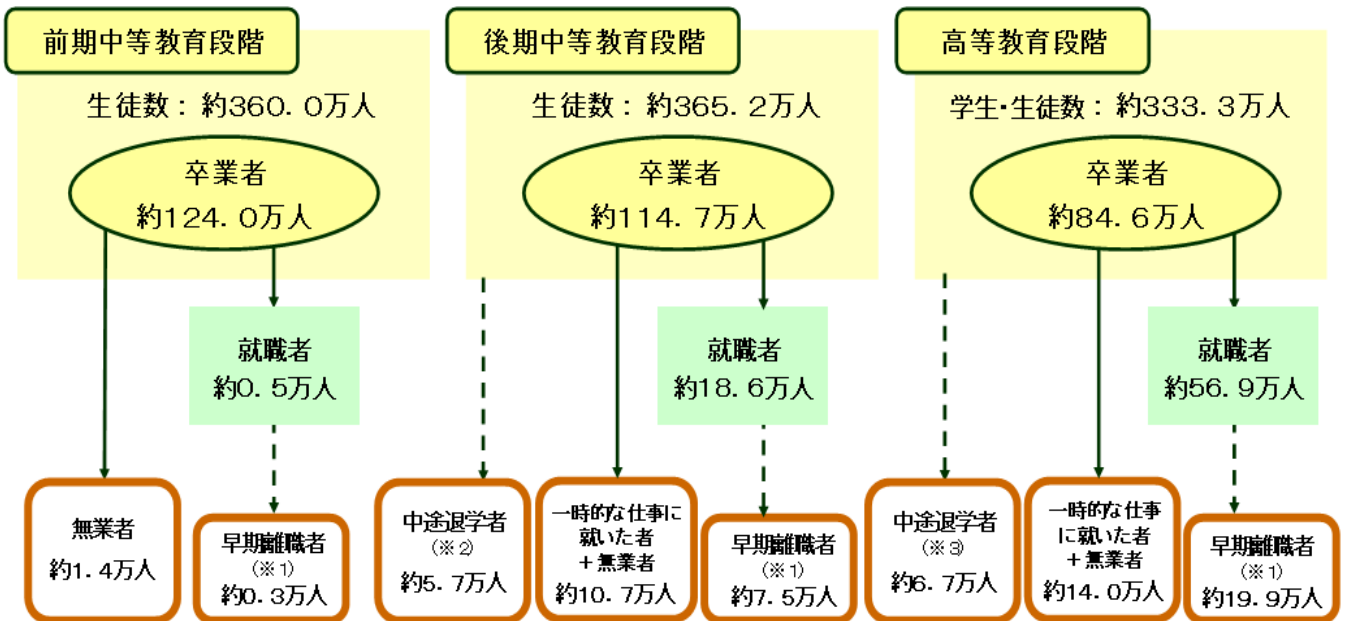


※ 完全失業率は、年平均。平成22年1～7月平均のデータは、原数値の単純平均。
 ※ 非正規雇用率は、非農林雇用者(役員を除く)に占める割合。なお、15～24歳では在学中の者を除く。

資料：失業率は、総務省統計局「労働力調査」

非正規雇用率は、総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)及び「労働力調査(詳細結果)」(1～3月期調査)

各学校段階における卒業生・中途退学者の状況 (一部推計)

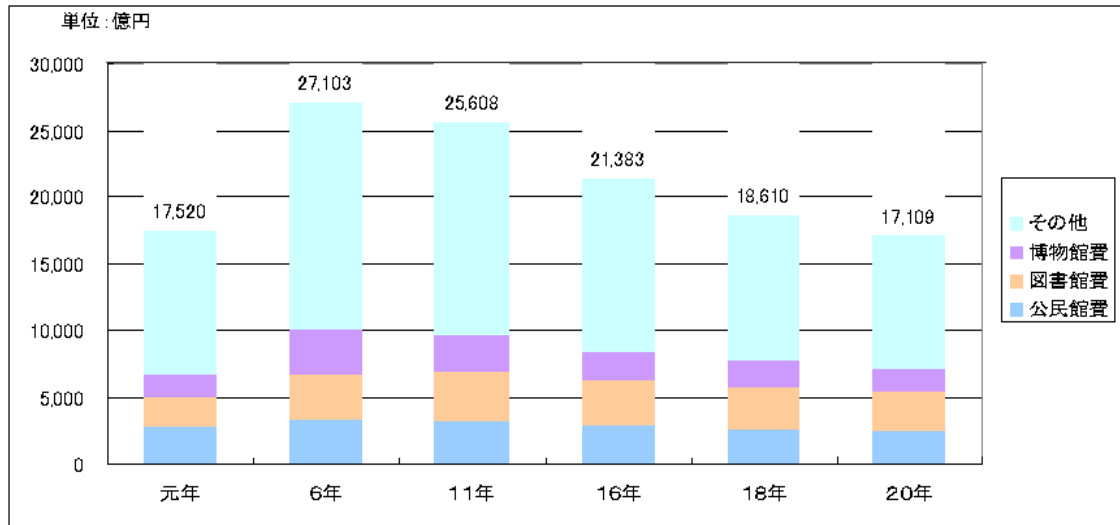


前期中等教育段階 … 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部
 後期中等教育段階 … 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程
 高等教育段階 … 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程

※ 上記の人数の中には、当然その後進学や就職をする者も含まれる。

※1：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」における平成19年3月卒業生の3年以内の離職率より推計。
 ※2：高等学校のみ。文部科学省「平成21年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。
 ※3：大学・短期大学・高等専門学校のみ。文部科学省「各大学等の授業料滞納や中退等の状況(平成19年度末)」より推計。
 ・上記以外は、文部科学省「平成22年度 学校基本調査」より。なお、「無業者」とは、同調査における「左記以外の者」のこと。
 (ただし、専修学校の進路状況は、文部科学省調査より推計。)

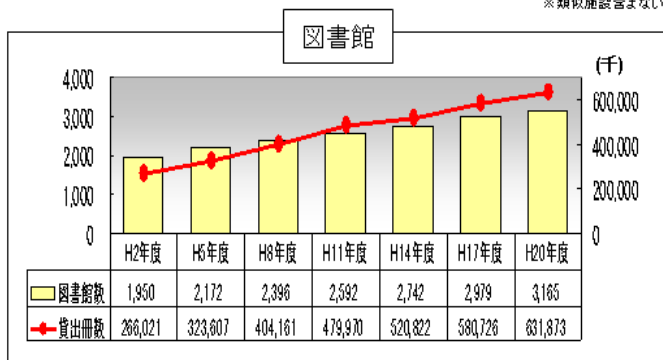
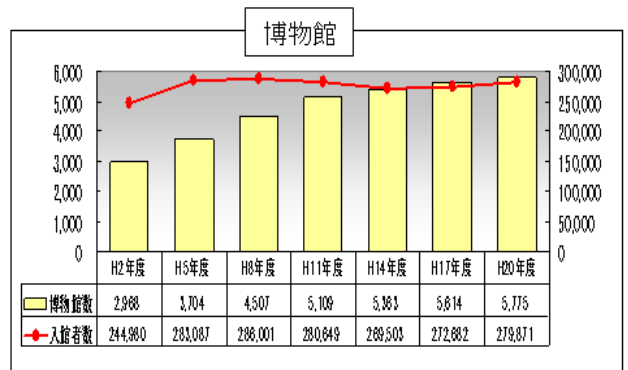
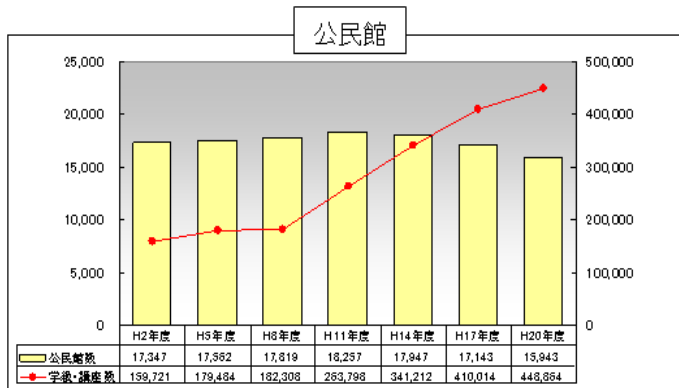
地方公共団体における社会教育費



	元年	6年	11年	16年	18年	20年
社会教育費	17,520	27,103	25,608	21,383	18,610	17,109
うち公民館費	2,762	3,253	3,209	2,893	2,584	2,453
うち図書館費	2,224	3,502	3,601	3,368	3,061	2,942
うち博物館費	1,673	3,203	2,792	2,136	2,041	1,725

(出典)地方教育費調査

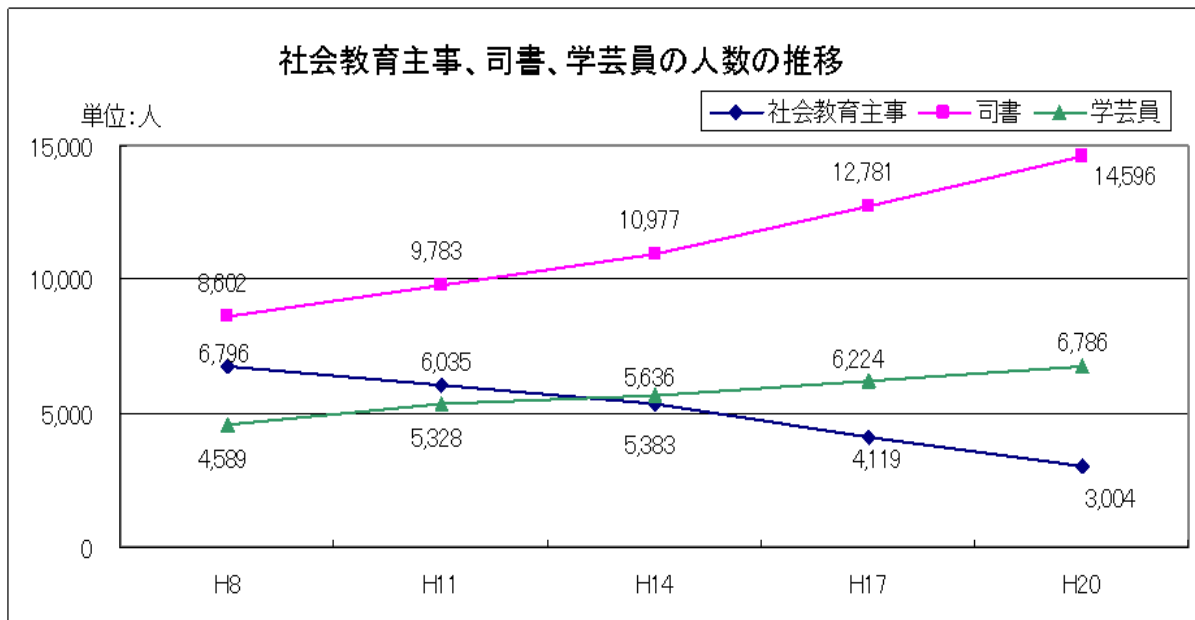
主な社会教育施設の施設数と利用状況



(注) 施設数については各年10月1日現在の数値であり、学級・講座数、帯出者数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値である。

(資料) 文部科学省「社会教育調査報告書」

社会教育主事、司書、学芸員の人数の推移



※社会教育主事には、派遣社会教育主事(都道府県がその事務局の職員を社会教育主事として、市町村に派遣している職員(実数))を含む

出典: 文部科学省「社会教育調査報告書」

社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員(社会教育法第9条の2第1項)。
主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目 9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目 24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員(図書館法第4条第1項)。
主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事することなどが挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(14科目 20単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(14科目 20単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

学芸員制度

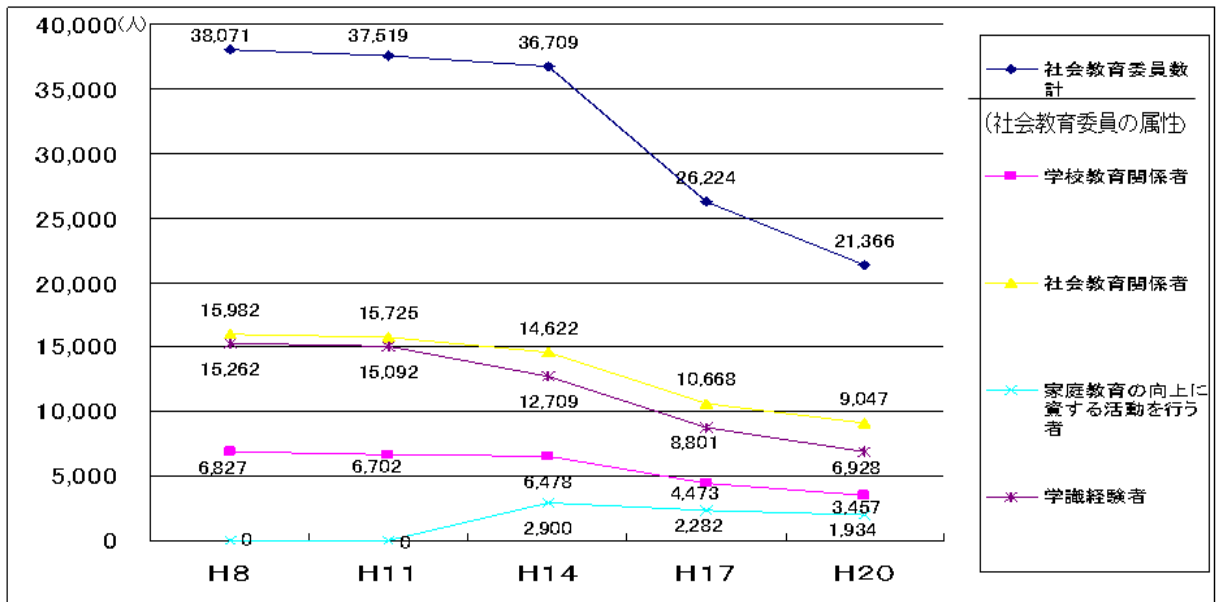
1 職務の概要

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置くこととされている専門的職員(博物館法第4条第3項)。
主な職務内容として、博物館資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の多様な専門的事項に従事することなどが挙げられる。

2 学芸員となる資格の取得要件

- (1) 学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位(8科目 12単位)を全て修得した者
- (2) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学し、「博物館に関する科目」の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあった者
- (3) 学芸員資格認定合格者

社会教育委員数の推移



職務の概要

- ・社会教育委員は、社会教育法に基づき都道府県・市町村に置くことができるとされている専門的職員(社会教育法第15条)
- ・社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から教育委員会が委嘱(同条第2項)
- ・社会教育委員の主な職務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案、必要な調査研究の実施、社会教育関係団体やその他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。(社会教育法第17条)

(参考) 社会教育委員として任命されている者の例

当該地域の小・中学校の校長、大学教員、公民館等の社会教育施設の長、PTA役員、青年会議所・NPO等の役員等、マスコミ関係者、公募委員等

「学校支援地域本部事業」実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (5月現在)
執行額	委託 1,786百万円	委託 1,942百万円 補助 16百万円	委託 2,347百万円 補助 45百万円
実施市町村数	867市町村	1,004市町村	1,001市町村
学校支援地域本部数	2,176本部	2,405本部 (委託2,336本部 補助69本部)	2,528本部 (委託2,333本部 補助195本部)
実施学校数	6,494校 (小4,527校 中1,967校)	7,735校 (小5,381校 中2,354校)	8,507校 (小5,876校 中2,631校)
コーディネーター数	4,572人	6,639人	6,795人
1本部当たりの平均 コーディネーター数	2.1人	2.8人	2.7人
ボランティア数	457,710人	676,294人	513,919人

「学校支援地域本部事業」の概要

取組の経緯

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育てるためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、文部科学省では、平成20年度から3年間、「学校支援地域本部事業」により、全国に先導的な取組を推進するとともに、平成21年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（国庫補助率：1/3）により、地方公共団体の取組を支援している。

仕組み

学校と地域をつなぐコーディネーターを置き、その連絡調整の下に地域住民がボランティアとして、学習や部活動の支援、環境整備、安全パトロール、学校行事の支援など、学校の教育活動を支援する。

期待される効果

地域のいろいろな大人が学校の教育活動に関わることで、子どもたちの多様な体験、経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上につながる。また、教員が教育活動により一層力を注ぐことができる。また、地域住民が生涯学習の成果をいかす場が拡がり、自己実現や生きがいづくりにもつながる。そして、地域住民が学校の教育活動に関わることで、地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。

「放課後子ども教室」実施状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総事業費	7,077百万円 (国庫補助額 2,359百万円)	10,812百万円 (国庫補助額 3,604百万円)	13,311百万円 (国庫補助額 4,437百万円)	14,043百万円 (国庫補助額 4,681百万円)
実施箇所数	6,201箇所 (地方単独含む 7,429箇所)	7,736箇所 (地方単独含む 8,745箇所)	8,761箇所 (地方単独含む 9,758箇所)	9,280箇所 (地方単独含む 10,136箇所)
うち小学校で実施	4,299箇所(69.3%)	5,592箇所(72.3%)	6,364箇所(72.6%)	6,688箇所(72.1%)
1教室あたりの年間平均開催日数	117.7日/年	117.2日/年	119.5日/年	119.8日/年
実施市町村数	851市町村 (地方単独含む979市町村)	1,011市町村 (地方単独含む1,112市町村)	1,061市町村 (地方単独含む1,154市町村)	1,065市町村 (地方単独含む1,190市町村)
「学習」実施教室数	-	3,500箇所(44.2%)	4,685箇所(53.7%)	4,938箇所(53.2%)

「放課後子ども教室」の概要

取組の経緯

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子どもが犠牲となる事件が発生し社会問題化したことや、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、子どもたちを安全・安心に健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、平成19年度に「放課後子ども教室推進事業」を創設し、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」と連携して、総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」として推進するとともに、平成21年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」により、地方公共団体の取組を支援している。

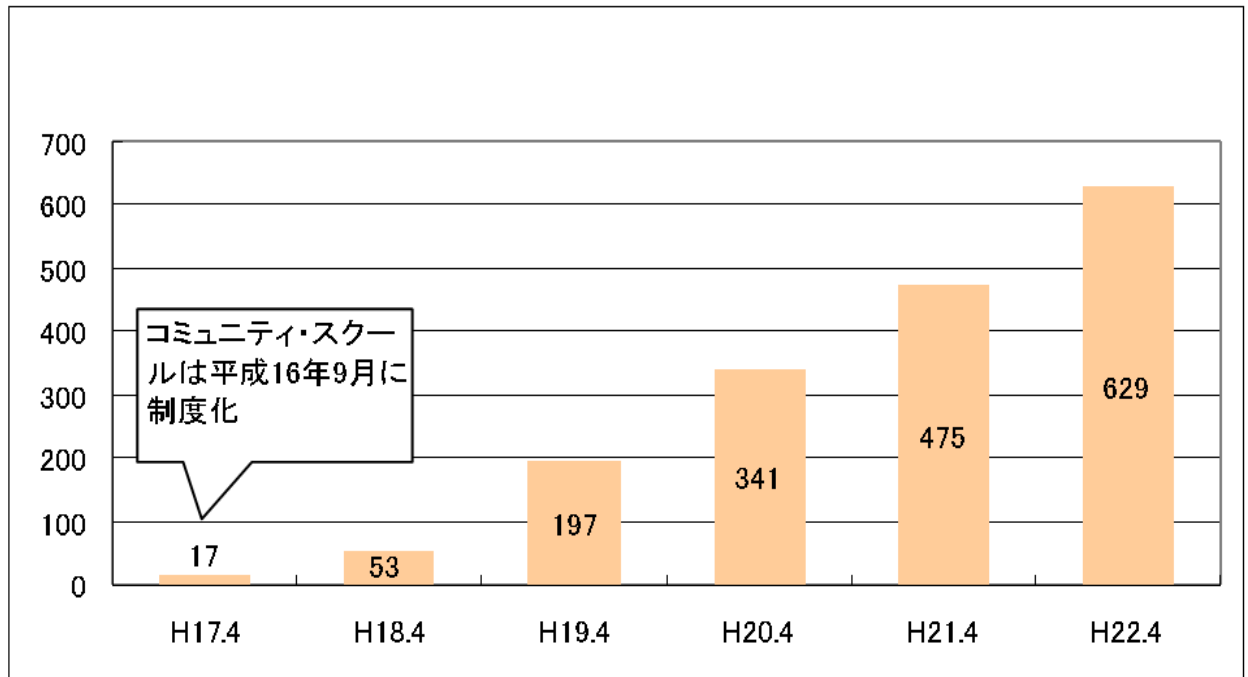
仕組み

小学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画により、放課後や週末等に、すべての子どもを対象に、安心・安全な活動拠点を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。

期待される効果

地域のいろいろな大人が子どもたちの活動に関わることで、子どもたちの多様な体験、交流の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上がつながる。また、地域住民が生涯学習の成果をいかす場が拡がり、自己実現や生きがいがいづくりにもつながる。そして、地域住民が子どもの教育活動に関わることで、地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。

コミュニティ・スクールの指定校数の推移



出典: 文部科学省調べ

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の概要

制度の導入目的

近年、公立学校には、保護者や地域住民の様々な意見を的確に反映させ、地域に関われ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められていることから、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールが平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された。

制度の概要

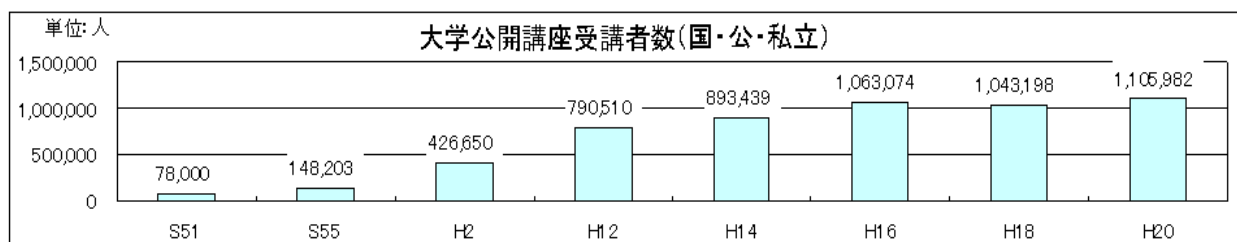
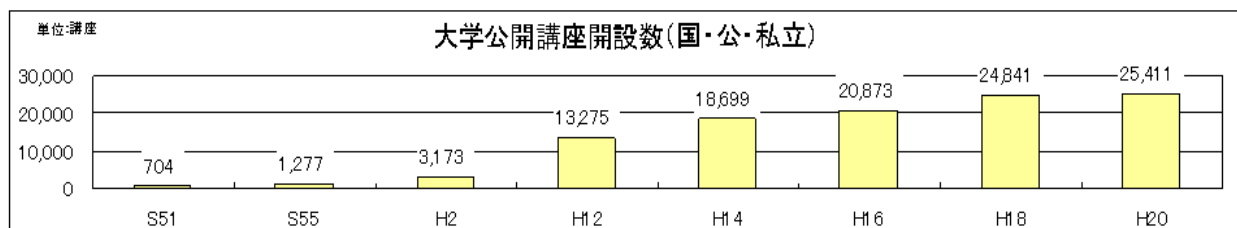
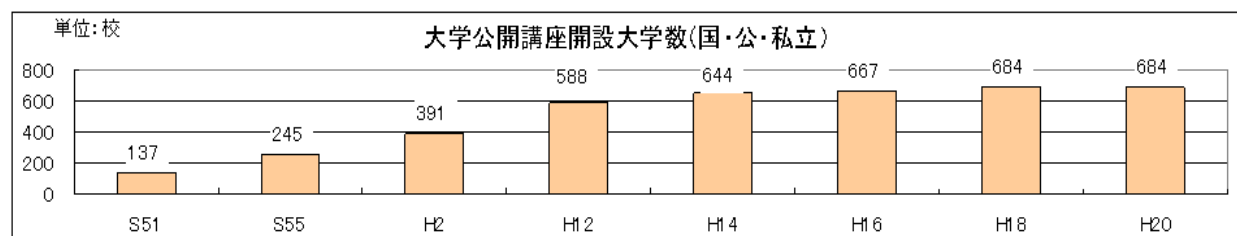
学校運営協議会には、以下のような権限が与えられ、保護者や地域住民の意見が学校運営に直接反映されることを制度的に担保し、保護者や地域住民と学校とが、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み。

- ① 校長の作成する学校運営の基本方針（教育課程の編成等）の承認を行うこと。
- ② 学校の運営に関して、教育委員会又は校長に意見を述べること。
- ③ 教職員の任用に関して、任命権者（教育委員会）に意見を述べること。

期待される効果

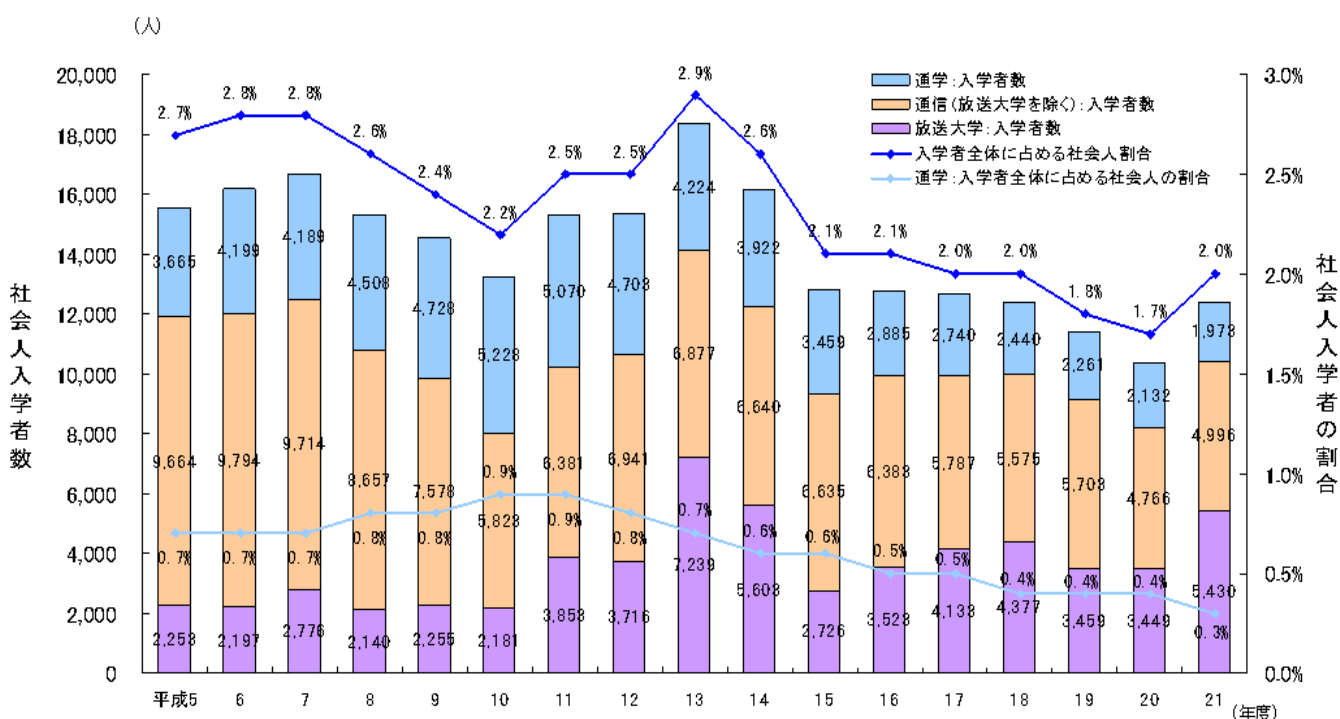
学校運営協議会制度の積極的な活用によって、地域に関われた信頼される学校づくりの一層の推進や、地域の創意工夫を活かした、特色ある学校づくりが進むことが期待される。

大学(国・公・私立)公開講座実施状況



出典:文部科学省調べ

高等教育機関における社会人入学者数の推移 (1. 大学)



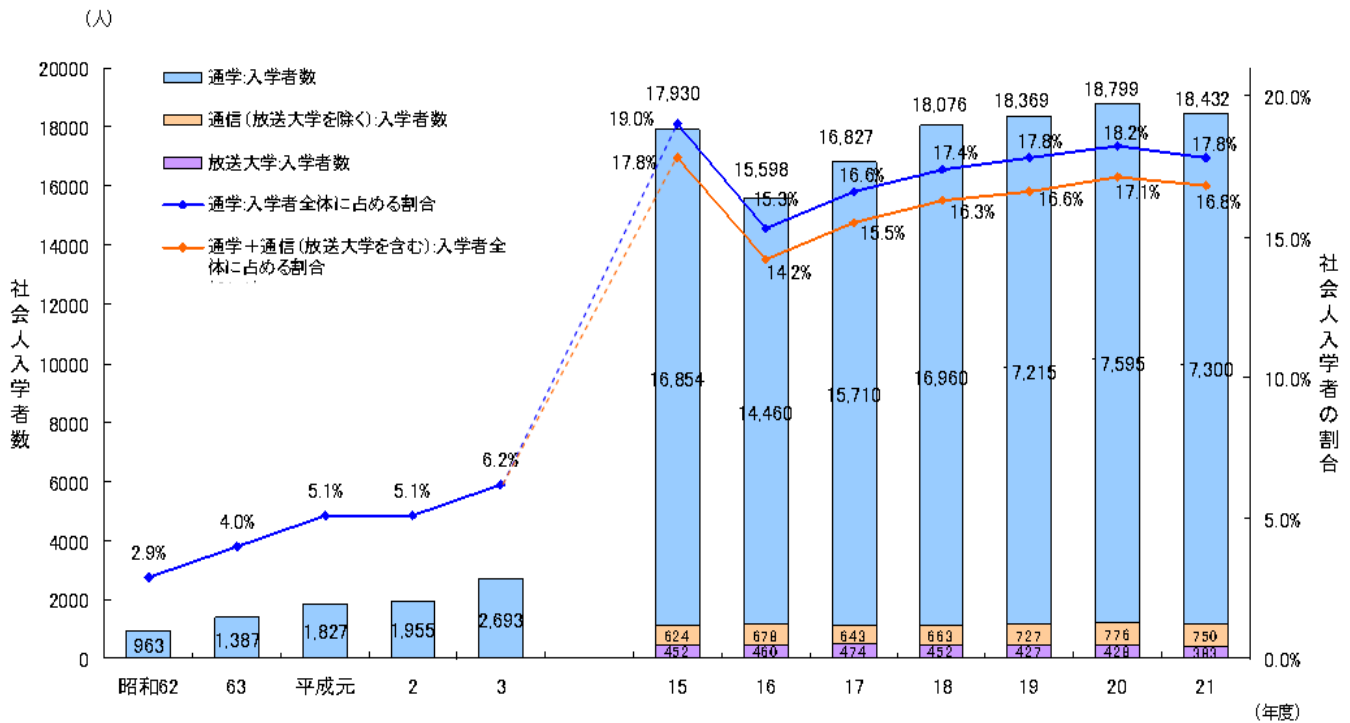
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日において、給与、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事についている者(企業等を退職した者、及び主婦などを含む)。

※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

資料:文部科学省「学校基本調査」

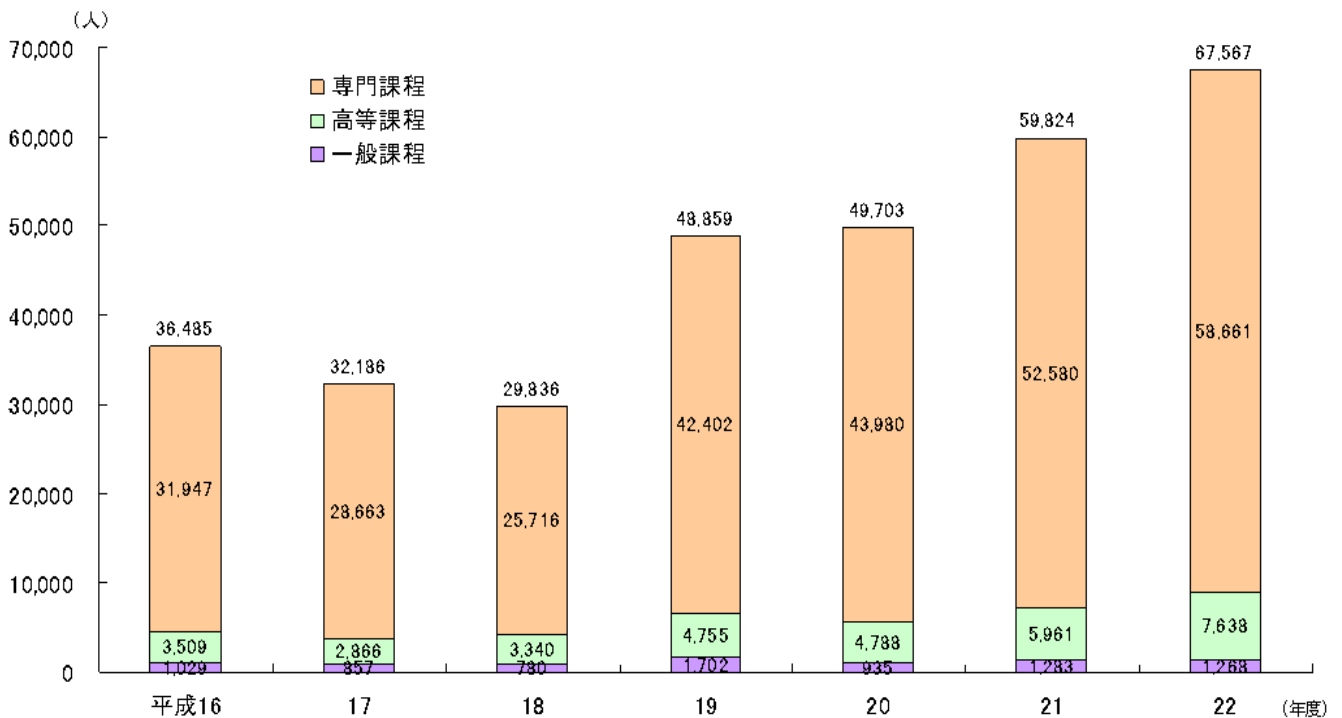
高等教育機関における社会人入学者数の推移 (2. 大学院)



※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

資料：文部科学省「学校基本調査」

高等教育機関における社会人入学者数の推移 (3. 専修学校)



※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。

※ 平成19年度より、調査方法について変更を行ったため、単純な比較はできないことに留意が必要。

資料：文部科学省 専修学校教育振興室調べ (調査対象：私立の専修学校)

「新しい公共」宣言（22年6月4日 新しい公共円卓会議決定）

概要

『人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共である』とした上で、『国民、企業やNPOなどの事業体、政府が協働することによって、日本社会に失われつつある新鮮な息吹を取り戻すこと、それが私たちの目指す「新しい公共」に他ならない』とする将来ビジョンを掲げ、国民、企業に対する期待、及び政府に対する提案等を取りまとめたもの。

関係部分(抜粋)

(3) 政府に対して (P. 5)

「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、…(略)… 政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要である。

(別添)「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応

<円卓会議提案>

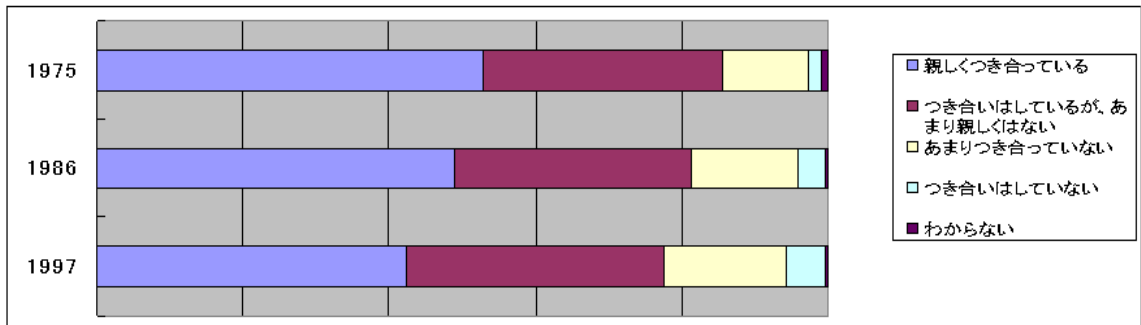
3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実
 - ・社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成

<(上記提案への)政府の対応>

- ・ 企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じて、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野での取組みへの参加促進を推進するほか、リーダーとなりうる人材の育成を支援する。
- ・ 地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援する。
- ・ 地元企業・産業界・大学等の連携による「知的プラットフォーム」を構築し、その連携を促進する。
- ・ 公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、スポーツ、文化活動を担う地域住民の主体的な取組を推進する。

地域住民間のつながり

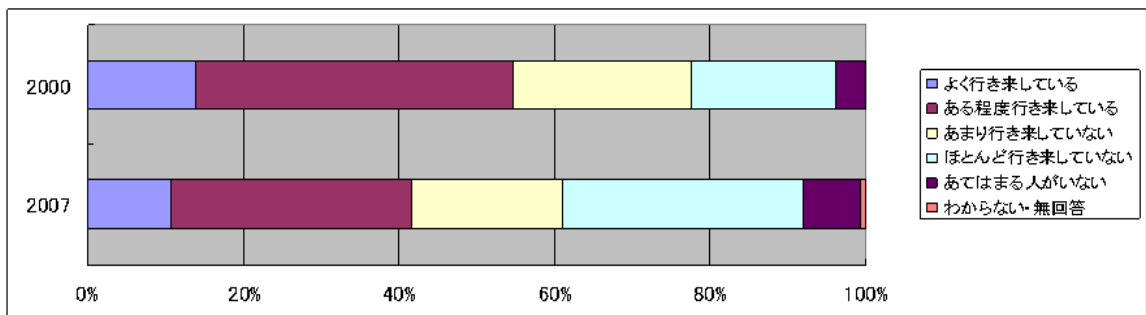
あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。



※回答者は、全国の20歳以上の者

内閣府「国民生活白書」(平成19年版)
※内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成

あなたは現在、隣近所の人とどのくらい行き来していますか。



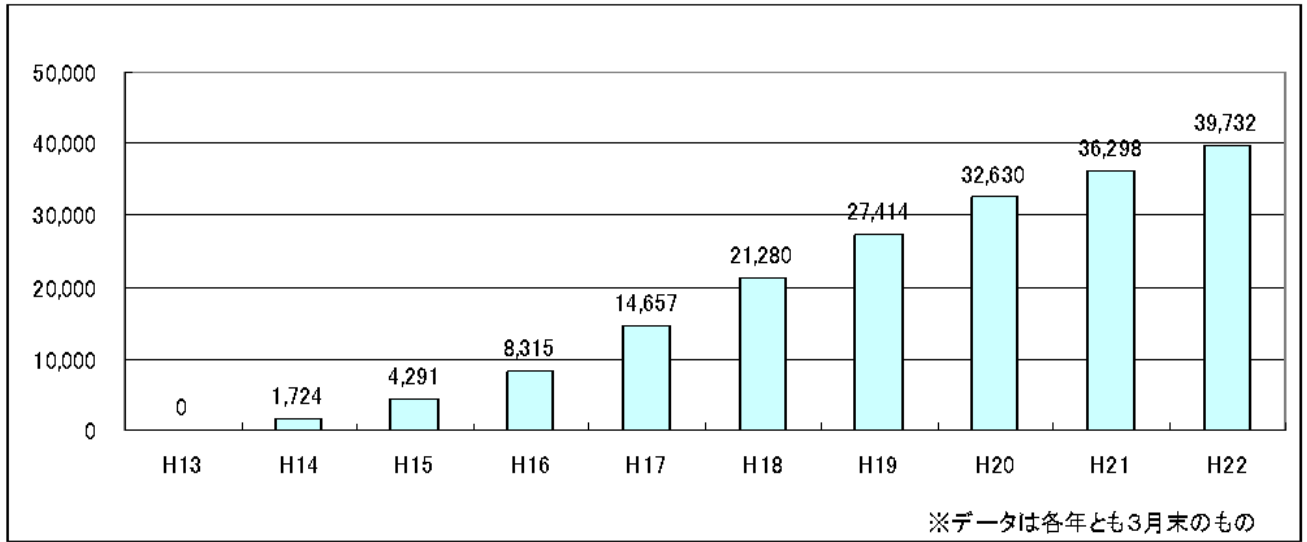
※回答者は、全国の20歳以上70歳未満の男女(2000年)
"、全国の20歳以上80歳未満の男女(2007年)

内閣府「国民生活白書」(平成19年版)
※内閣府「国民生活選好度調査」により特別集計

NPO法人の現状

I NPOの認証数の推移

(特定非営利活動促進法に基づく認証数)

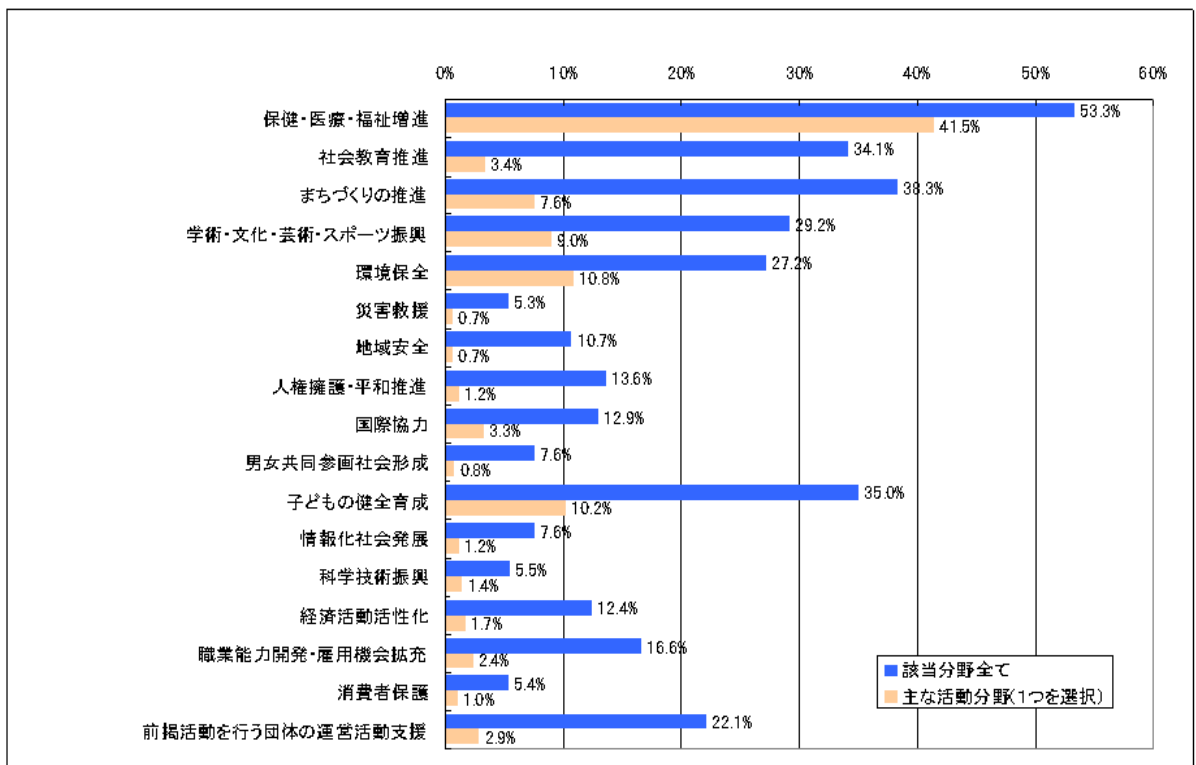


出典: 内閣府調べ

NPO法人の現状

II NPOの活動分野

N=1279、平成22年1月調査



出典: 内閣府「平成21年度市民活動団体等基本調査報告書」

OECD／国際成人力調査(PIAAC)の概要

PIAACとは

PIAAC(ピアック)とは、OECD(経済協力開発機構)が進める、新しい国際比較調査で、「国際成人力調査」と翻訳されている。この調査で、各国の成人が日常生活や職場で必要とされる技能(「成人力」※)をどの程度持っているかを調べる。

※「成人力」・・・知識をどの程度持っているだけでなく、課題を見つけて考える力や、知識や情報を活用して課題を解決する力など、実社会で生きていく上での総合的な力。

調査の概要

- (1) 調査目的
 - ① 個人的及び社会的成功に必要なとなる能力を測定・国際比較すること
 - ② その能力が個人的・集团的レベルで社会や経済に及ぼす影響を測定すること
 - ③ 社会経済が求める能力と教育訓練システムの適合状況を測定すること
 - ④ 鍵となる能力に欠陥がある場合、学校教育、職業教育等を通じた能力増進施策の提言等を行うこと
- (2) 調査対象となる年齢層 16～65歳の非就業者を含む5,000人
- (3) 参加国 OECD加盟国等26カ国(日、米、英、仏、独、伊、韓、豪、加、フィンランド等)
- (4) 調査項目
 - ・直接調査(読解力、数的思考力、ITを活用した問題解決能力)
 - ・背景質問(年齢、性別、職業、学歴、収入、生涯学習への参加歴、就業状態、職場におけるICTの利用状況等)
- (5) 調査方法 コンピュータを用いた調査。コンピュータを使用できない者は筆記調査。

調査スケジュール

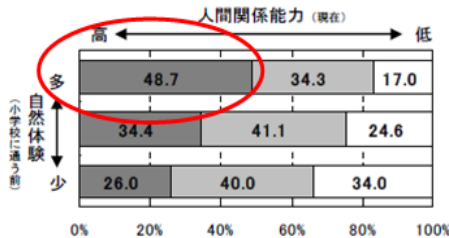
2011年-2012年 本調査実施
2013年 国際報告書の出版

調査実施機関

国立教育政策研究所

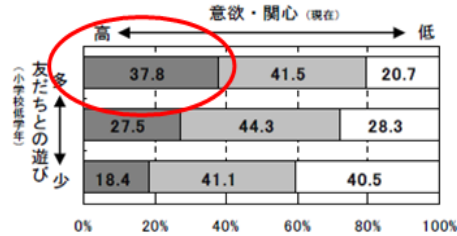
子どもの頃の体験と大人になった時の資質や能力の関係

小学校に通う前の「自然体験」と「人間関係能力」の関係



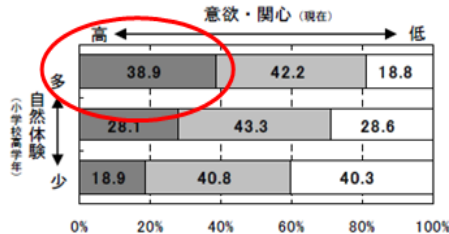
小学校に通う前に自然体験が多いほど現在(成人)の人間関係能力が高い。

小学校低学年の「友だちとの遊び」と「意欲・関心」の関係



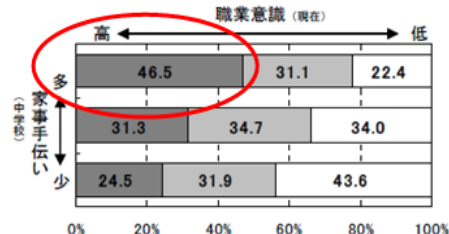
小学校低学年時に友達と多く遊んでいる場合、現在の「意欲・関心」が高い。

小学校高学年の「自然体験」と「意欲・関心」の関係



小学校高学年時に自然体験が多いほど現在(成人)の「意欲・関心」が高い。

中学校の「家事手伝い」と「職業意識」の関係



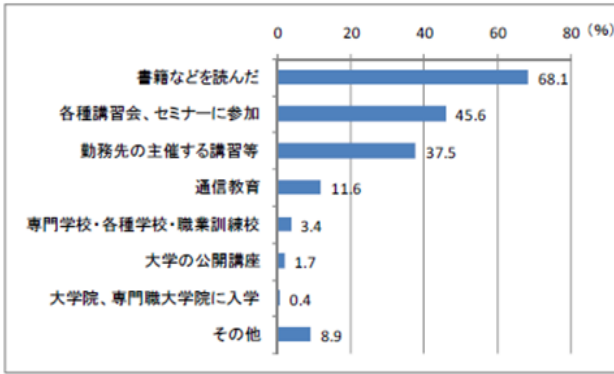
中学校時に家事手伝いを多くしている場合、現在の「職業意識」が高い。

出典：(独)国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」(平成21年11月調査)。

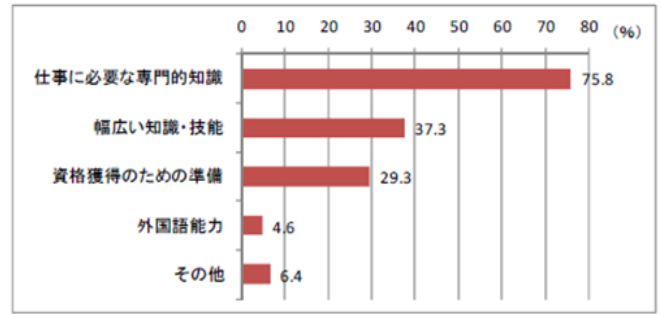
本調査は、20代から60代の成人(5,000人)を対象として、子どもの頃の体験(過去)とそれらを通じて得られる資質・能力(現在)の関係性を検証したもの。

社会人の学習の現状

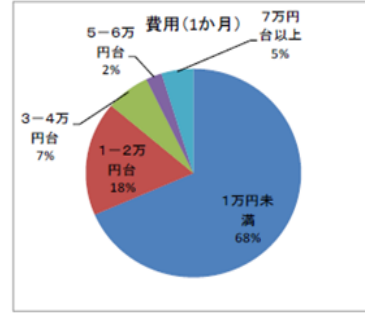
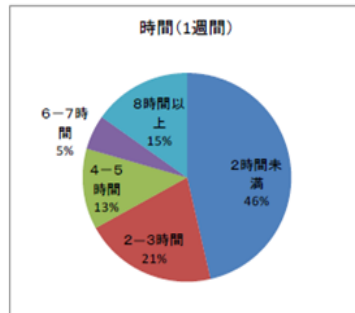
I. 大卒職業人の学習方法



II. 大卒職業人の学習内容

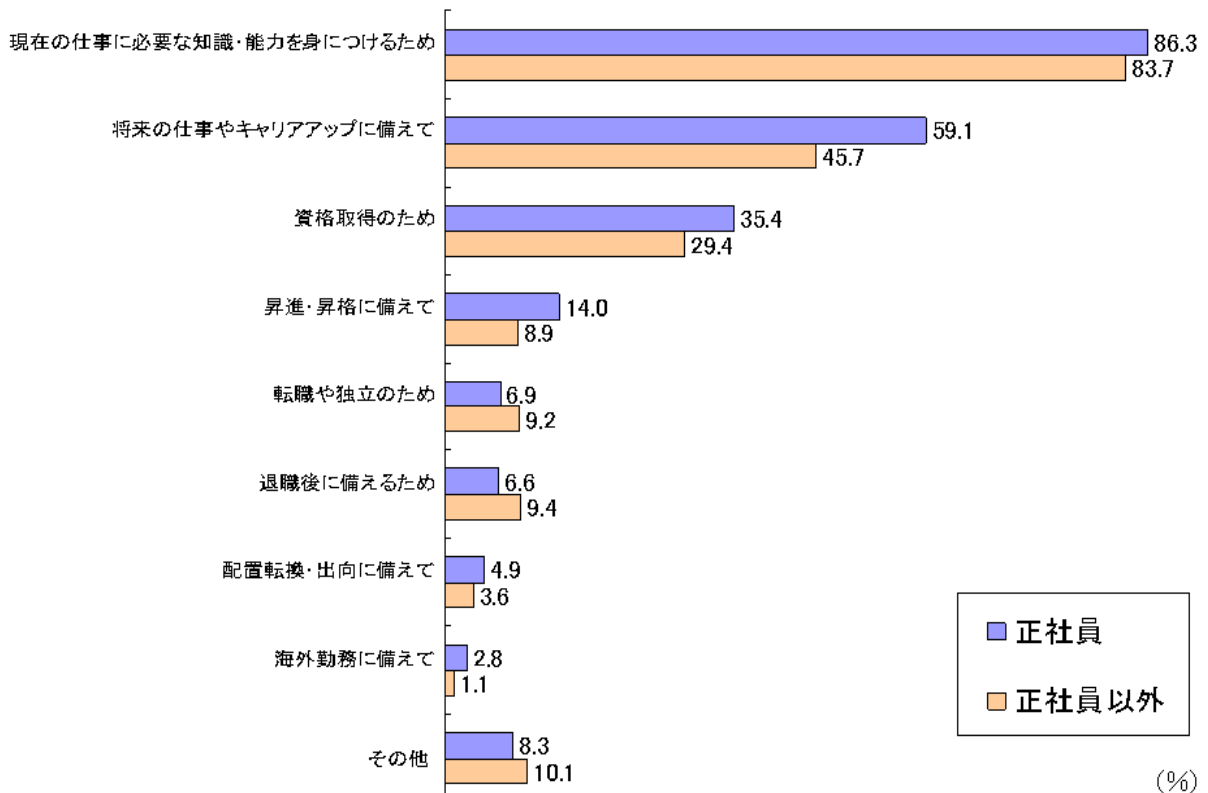


III. 時間と費用



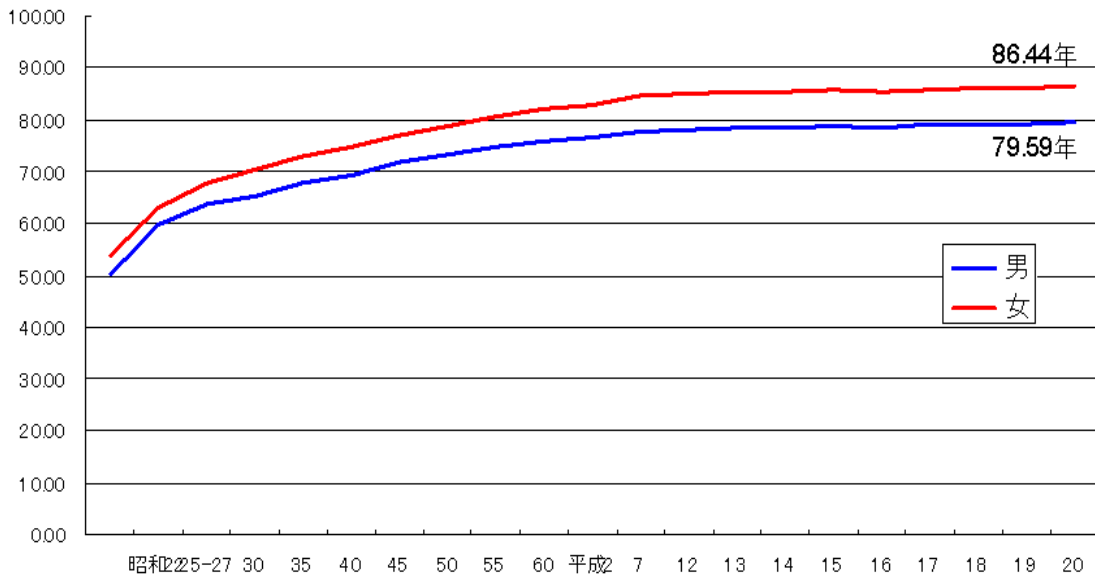
出典(全データとも):「大学教育に関する職業人調査」
(2009年東京大学 科学研究課 調査研究部)

労働者が自己啓発を行った理由



資料: 厚生労働省「能力開発基本調査」(平成21年度)(個人調査)

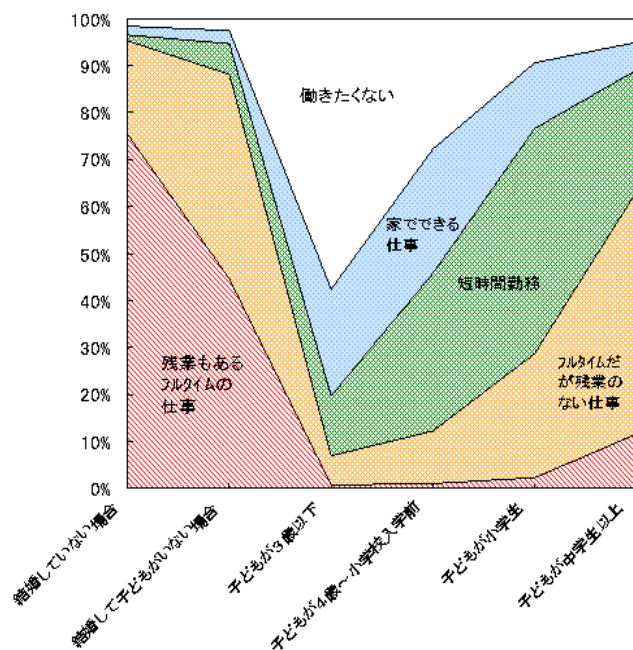
平均寿命の年次推移



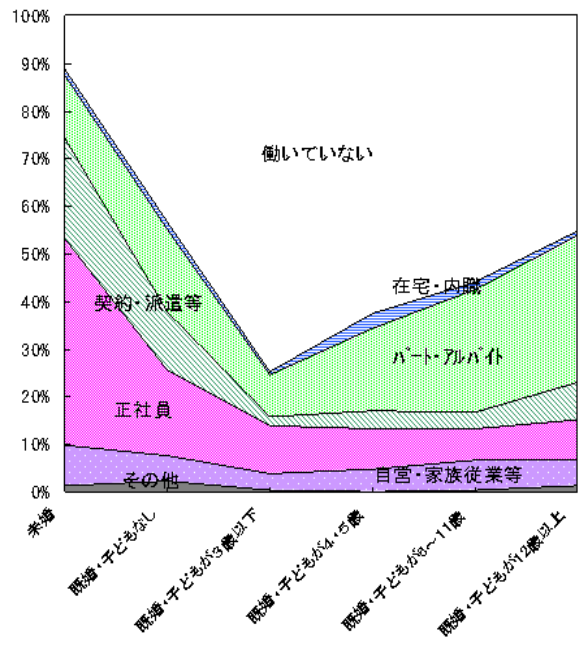
出典:厚生労働省「簡易生命表」
 ※推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)を基に作成

女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状

ライフステージの変化に応じた働き方の希望



ライフステージ別 働き方の現状



注:「自営・家族従業員等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従事者」を含む。「契約・派遣等」には、「有期契約社員」、「嘱託社員」、「派遣社員」を含む。

資料:内閣府男女共同参画局「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年3月)

放送大学における遠隔教育の現状

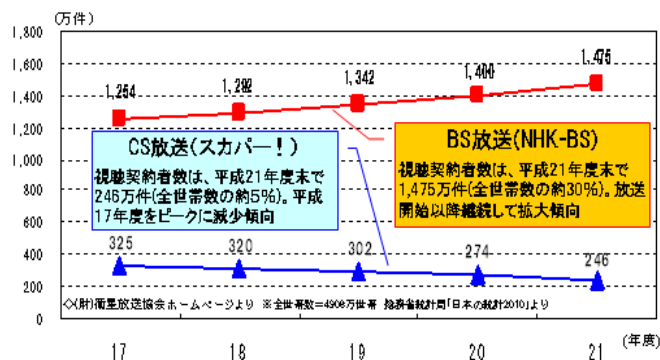
■衛星放送による全国展開

- 平成10年度よりCS放送による全国放送を実施
- 平成23年度(10月)よりBSデジタル放送による全国放送を開始予定
(平成23年度末をもってCS放送は終了予定)

【BSデジタル放送の利点】

- ◇視聴可能世帯数の大幅な拡大
- ◇BSデジタル放送の特徴(マルチチャンネル放送、ハイビジョン放送、データ放送)を活かし、より教育効果の高い放送が可能

◆年度別衛星放送契約者数の推移



◆BSデジタル放送の活用

- マルチチャンネル放送(3ch)により、関連の深い科目群の連続放送を行なうなど、学生の利便性に配慮した放送が可能
- ハイビジョン放送により、特に芸術系・自然科学科目等において、臨場感のある映像、資料等を提供
- データ放送により、各学習センターの情報等を提供

■インターネットの活用状況

◆インターネット配信実験の状況(放送大学学生向け)

- 平成19年度より放送授業のインターネット配信実験を開始
- インターネット配信(実験)の実施状況(平成22年度1学期)

テレビ授業科目	37科目/169科目
ラジオ授業科目	146科目/150科目

◆インターネット配信の利点・課題

- 【利点】**
学生専用サイトにアクセスすることで、オンデマンドにより視聴可能
- 【課題】**
ブロードバンド・インターネットの普及率は人口全体の半数以下。新規加入の場合はパソコンの購入費やプロバイダー利用料など経済的な負担が大きい。

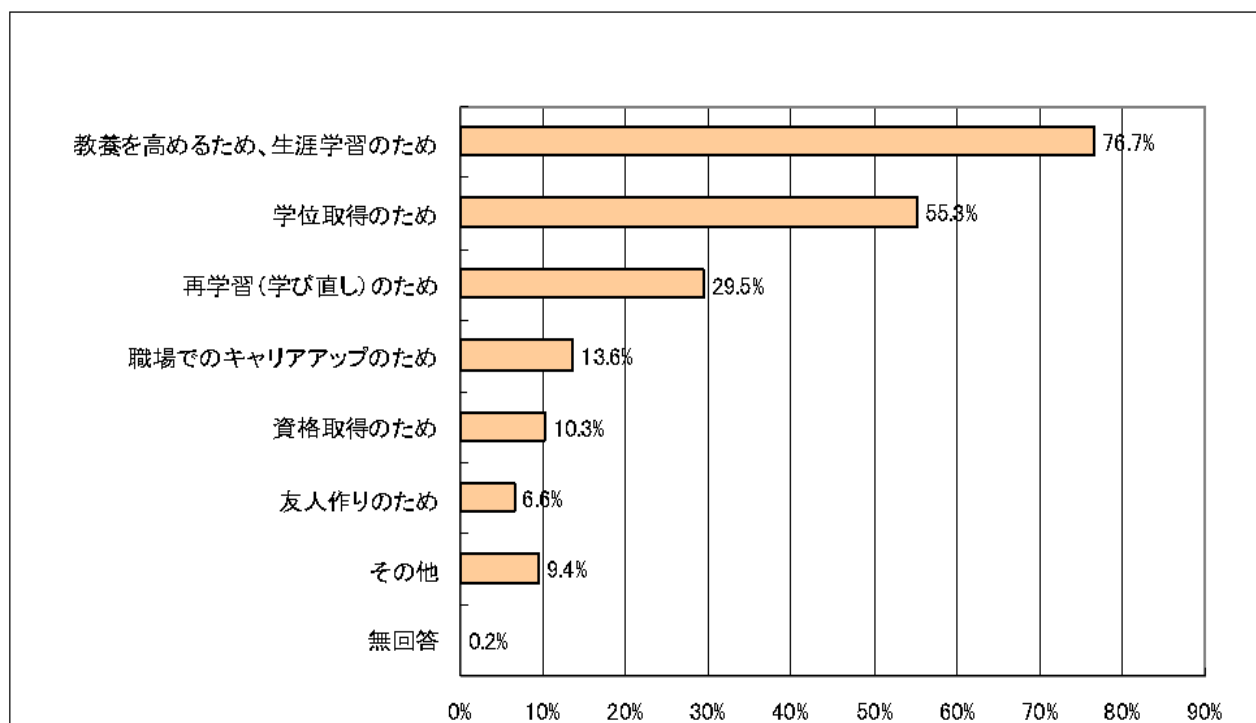
◇『放送大学オープンコースウェア』(平成22年10月1日～)

- テレビ、ラジオで放送している授業番組を、広く国内外の生涯学習者に利用してもらうため、オープンコースウェア(OCW)としてインターネット上で公開
- 公開するのは、テレビ(授業科目)4科目、ラジオ(授業科目)8科目、特別講義5番組
- 科目については、それぞれ45分番組15回から構成され、それぞれの分野を無料で体系的に学ぶことが可能

【公開科目】(特別講義6除く)

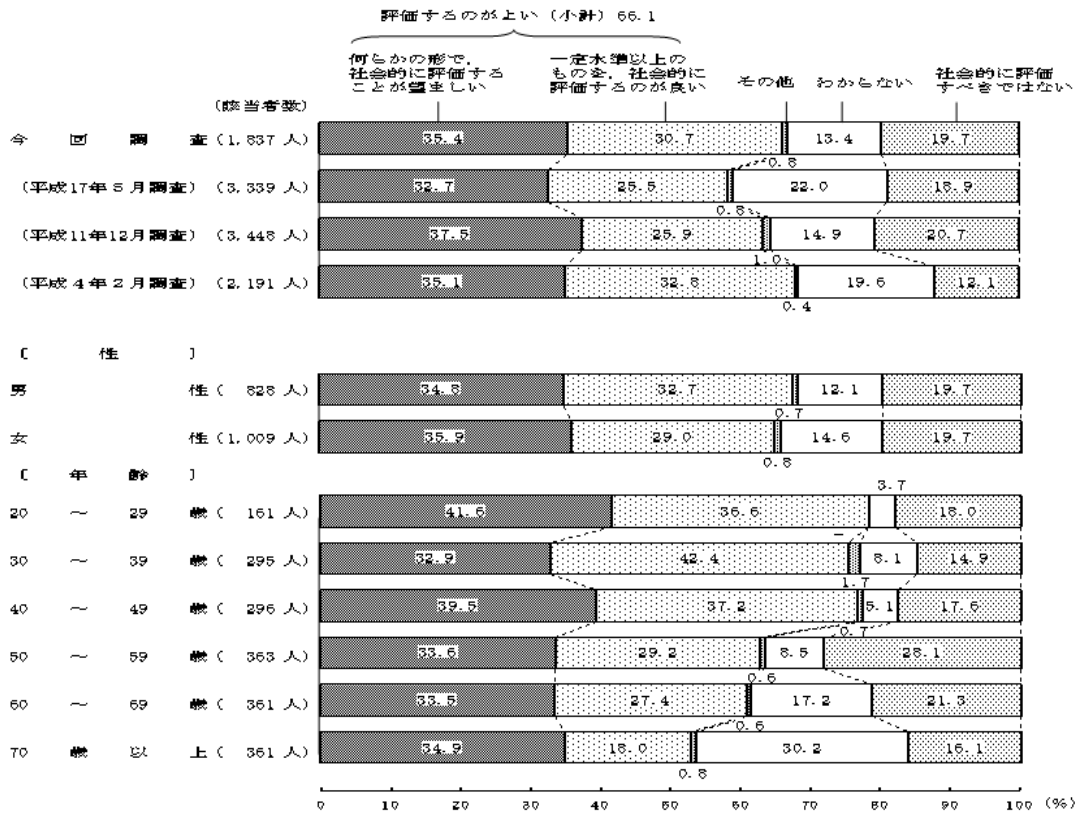
- テレビ科目 入門線型代数(09) 空間とベクトル(09)
コンピュータのしくみ(08) 解析入門(08)
- ラジオ科目 人格心理学(09) 日本文学の読み方(09) 環境と社会(09)
統計学(09) 教育心理学概論(09) 公衆衛生(09)
北東アジアの歴史と朝鮮半島(09)
心理・教育統計法特論(09)

放送大学に入学した動機(複数回答)



出典: 放送大学同窓会会員へのアンケート調査より
(21年3月実施)
※有効回答数(回答者合計) 3,456件

生涯学習の成果に対する社会的評価



出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成20年5月調査)

日本版NVQについて

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～平成22年6月18日閣議決定 関連部分抜粋

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(6) 雇用・人材戦略～「出番」と「居場所」のある国・日本～
(成長力を支える「トランポリン型社会」の構築)

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備(求職者支援制度の創設等)や雇用保険制度の機能強化に取り組む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版NVQ(National Vocational Qualification)」へと発展させていく。

※NVQは、英国で20年以上前から導入されている国民共通の職業能力評価制度。訓練や仕事の実績を客観的に評価し、再就職やキャリアアップにつなげる役割を果たしている。

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、英国の職業能力評価制度(NVQ: National Vocational Qualification)を参考とし、ジョブ・カード制度などの既存のツールを活用した『キャリア段位』を導入・普及する(日本版NVQの創設)。あわせて、育成プログラムでは、企業内OJTを重視するほか、若者や母子家庭の母親など、まとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積上げ方式」の活用や、実践キャリア・アップ制度と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る。

「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)

(平成22年6月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」)

※**検定試験**: 社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

検定試験の意義や評価の必要性

チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標等の確認、継続的な学習意欲の喚起など様々な意義を有しており、また、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現という面からも、一定の役割を果たしている。検定試験の評価は、こうした検定試験について質の維持向上や信頼性の確保を図り、人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進を目指すものである。

検定試験の評価手法

- 自己評価が開始されることが重要。その上で、類似する検定事業者間での評価(関係者評価)や、第三者機関による評価(第三者評価)といった外部評価が行われることを期待。
- 当面は、特に試験の効果が全国に及び検定試験において取り組まれることが期待され、中長期的には各地域で実施されている様々な検定試験に広がり、試験により測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境の構築が望まれる。

検定試験の評価の視点と内容

- ①実施主体(組織形態や財務基盤、情報公開等) ②実施内容(検定試験の目的・内容、測定手法、審査・採点基準等)
- ③実施手続(事前準備、試験の実施体制、事後対応等) ④検定結果の活用促進(合格証等の発行、関連情報の提供等)
- ⑤継続的な学習支援(過去問題・類似問題等、受検者の知識・技能レベル等の情報提供等)

情報公開

検定事業の透明性や試験の信頼性確保の観点から、必要な情報がわかりやすく示され、誰もが容易にアクセスできることが重要。

今後の取組

- 検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要。
- 類似分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点で行う「関係者評価」、評価の客観性や専門性、透明性等を確保する観点から、第三者評価機関による評価(「第三者評価」)が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することを期待。
- 国としては、こうした取組が進むよう、検定事業者等への働きかけや、評価手法等についての調査研究の実施、関係情報の提供など、必要な支援を継続的に推進。

ISOにおける非公式教育・訓練サービスの国際標準化について

国際標準化の動き

ISO(International Organization for Standardization: 国際標準化機構)は、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、電気及び電子技術分野を除く全産業分野に関する国際規格の作成を行う民間の組織。ISOにおいては、ドイツの提案を契機に、平成18年より、「非公式教育・訓練のための学習サービス」についての国際規格の開発を開始し、**2010年9月1日**、**ISO29990「非公式教育・訓練のための学習サービス - サービス事業者向け基本的要求事項」**として規格発行。現在、日本国内における認定・認証の体制構築・運用に向けて取り組み中。

ISO29990の概要

◆規格の目的

非公式教育・訓練のための学習サービス分野における質の高い専門的な業務及びパフォーマンスのための包括的なモデル、学習サービス事業者と顧客に非公式教育・訓練の企画・開発、提供に関する共通認識を提供すること

◆適用範囲

非公式教育・訓練における学習サービス及び学習サービス事業者のための基本的要求事項

※非公式教育: 制定された及び認定された公式な初等・中等・高等教育システム以外の組織化された教育活動(職業訓練、生涯学習、社内研修等)

◆学習サービスについての要求事項

学習ニーズの確定、学習サービスの計画、学習サービスの提供、学習サービス提供のモニタリング、学習サービス事業者による評価

◆学習サービス事業者のマネジメントについての要求事項

一般マネジメント要求事項、戦略及びビジネスマネジメント、マネジメントレビュー、予防処置及び是正処置、財務管理及びリスク管理、人事管理、コミュニケーションマネジメント(内部/外部)、リソースの割り当て、内部監査、利害関係者からのフィードバック